

学 生 便 覧

平成25年度

長崎大学環境科学部

Faculty of Environmental Studies

Nagasaki University

平成25年度 環境科学部行事予定表

【前期】

入学式	4月 2日(火) 10:00 ~
新入生ガイダンス(教養教育)	4月 2日(火) 13:30 ~
2年次生ガイダンス(学部)	4月 2日(火) 9:00 ~
3年次生ガイダンス(学部)	4月 2日(火) 10:00 ~
4年次生ガイダンス(学部)	4月 2日(火) 11:00 ~
編入生ガイダンス	4月 2日(火) 13:30 ~
新入生ガイダンス(学部)	4月 3日(水) 9:00 ~
授業開始(教養教育科目)	4月 4日(木)
授業開始(専門教育科目)	4月 4日(木)
新入生合宿研修	4月 6日(土) ~ 4月 7日(日)
履修登録入力期間(変更含む)	3月25日(月) ~ 4月17日(水)
開学記念日	5月31日(金)
前期定期試験	7月30日(火) ~ 8月 5日(月)
追試験日	8月 7日(水) ~ 8月 8日(木)
夏季休業	8月11日(日) ~ 9月29日(日)
前期成績発表	10月上旬

【後期】

授業開始	9月30日(月)
履修登録入力期間(変更含む)	9月23日(月) ~ 10月11日(金)
冬季休業	12月28日(土) ~ 1月 5日(日)
大学入試ガイダンス試験場設営(休講)	1月17日(金)
後期定期試験期間	2月 4日(火) ~ 2月10日(月)
追試験日	2月13日(木) ~ 2月14日(金)
春季休業	3月21日(金) ~ 4月 7日(月)
卒業式	3月25日(火)
後期成績発表	4月上旬

平成25年度環境科学部カレンダー

		前 期						
		日	月	火	水	木	金	土
25年			1	2	3	4	5	6
4月		7	8	9	10	11	12	13
		14	15	16	17	18	19	20
		21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30				
5月				1	2	3	4	
		5	6	7	8	9	10	11
		12	13	14	15	16	17	18
		19	20	21	22	23	24	25
6月		26	27	28	29	30	31	
								1
		2	3	4	5	6	7	8
		9	10	11	12	13	14	15
		16	17	18	19	20	21	22
7月		23	24	25	26	27	28	29
		30						
			1	2	3	4	5	6
		7	8	9	10	11	12	13
		14	15	16	17	18	19	20
8月		21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30	31			
					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10
9月		11	12	13	14	15	16	17
		18	19	20	21	22	23	24
		25	26	27	28	29	30	31
		1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14

		後 期						
		日	月	火	水	木	金	土
10月			30	1	2	3	4	5
		6	7	8	9	10	11	12
		13	14	15	16	17	18	19
		20	21	22	23	24	25	26
11月		27	28	29	30	31		
							1	2
		3	4	5	6	7	8	9
		10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	23
12月		24	25	26	27	28	29	30
		1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28
26年		29	30	31				
					1	2	3	4
		5	6	7	8	9	10	11
		12	13	14	15	16	17	18
		19	20	21	22	23	24	25
1月		26	27	28	29	30	31	
								1
		2	3	4	5	6	7	8
		9	10	11	12	13	14	15
2月		16	17	18	19	20	21	22
		23	24	25	26	27	28	
								1
		2	3	4	5	6	7	8
3月		9	10	11	12	13	14	15
		16	17	18	19	20	21	22
		23	24	25	26	27	28	29
		30	31					

授業回数	月	火	水	木	金
(試験を含む)	16	16	16	16	16

	月	火	水	木	金
	16	16	16	16	16

授業日 
 補講日 
 定期試験日 
 追試験日 
 振替講義日 
 7月23日(火)は月曜日の授業
 1月21日(火)は月曜日の授業
 1月23日(木)は金曜日の授業

入学式 4月2日
 学園祭休業日 11月22日 
 センター試験設営日 1月17日 
 後期は9月30日から授業開始

は　じ　め　に

環境科学部、新入生の皆さん、入学おめでとうございます。学生・教職員を代表して心から歓迎します。

本学部は1997年10月に国立大学では初めての環境科学に関する文理融合の専門学部として創立され、翌年の4月に第1期生を迎えてから、皆さんが第16期生となります。これまでに1,751名（内108名の留学生）の卒業生を送り出し、多くの先輩達が社会で活躍しています。

この間、2002年4月には大学院環境科学研究科修士課程（環境共生政策学専攻及び環境保全設計学専攻）が設置され、2004年4月には大学院生産科学研究科に博士前期課程と博士後期課程（環境科学専攻）として、さらに、2011年4月からは大学院水産・環境科学総合研究科として改組・発展させ、学部から大学院博士後期課程に至る充実した組織として新たな出発をしました。

東日本大震災に端を発して環境問題、特にエネルギー問題の解決はこれまでに以上に重要な課題となり、それらの課題に取り組んでいく人物を輩出することが環境科学部の社会的使命です。皆さんには、この学部で将来にわたり地球規模での「環境問題」の解決に取り組むべき知識と広い視野を持ち、環境に対する確固たる基礎知識と考え方を獲得し、社会に貢献できる人物になることを期待しています。そのために、本学部では英語を含む基礎科目を確実に修得できるカリキュラムと、ハワイ大学を始め、短・長期の海外留学プログラムのさらなる充実を図っています。

この『学生便覧』は、皆さんがこれから4年間学び、卒業するために必要となる「長崎大学学則」「環境科学部規則」をはじめ多くの重要な情報が掲載されているガイドブックです。本書の内容を理解し適切に活用して、これからの4年間、大学の授業で学ぶことはもちろんですが、課外活動や学外での活動などを通じて多くのことを経験し、有意義な学生生活を送ってください。

環境科学部長
田井村 明博

学生便覧目次

I	履修	1
	1 教養教育	1
	2 専門教育	3
	3 履修手続	4
	4 試験及び成績	4
	5 卒業研究を履修するための要件	6
	6 他学部あるいは他大学等の授業科目の履修に関する手続き等について	7
	7 入学前の既修得単位の認定に関する手続き等について	7
	8 専門教育課程の履修体系	
	(1) 履修コースの区分	8
	(2) 履修コースの概要	8
	(3) 履修コースの選択	9
II	学生生活上の心得	
	在学中の注意事項について	10
	諸手続について	14
	授業料について	16
	奨学制度について	17
	241 番教室（情報処理演習室）の使用上の注意について	19
	無線による学内LANの利用について	20
	進路・就職について	21
	社会調査士について	25
	環境再生医について	28
	諸資格の取得について	31
III	学部の組織	
	各種委員会	33
	学系及び教員名簿	34
IV	規則	
	長崎大学学則	40
	長崎大学環境科学部規程	54
	長崎大学長期履修規程	61
V	申合せ等	
	環境科学部履修コース選択、決定方法等に関する申合せ	63
	編入学に関する申合せ	64
	授業科目の特別開講に関する申合せ	65
	環境科学部における長期履修に関する申合せ	66
	大学間交流協定に基づく留学生の派遣及び受入れに関する申合せ	67
	授業料免除等に係る学業成績基準	69
	台風、積雪その他不測の事態に対する全学的休講措置の申合せ	70
	野外実験・実習における一般的心構え	71
	長崎大学における学生の懲戒に関する指針	72
	学生の交通事故に関する懲戒ガイドライン	78
	長崎大学における学生の課外活動手続規程	82
	環境科学部の授業科目の考査における学生の不正行為に関する申合せ	84
	就職の学部推薦に関する申合せ	85
	卒業研究の履修に関する申合せ	86
	環境科学部配置略図	巻末

I 履修

長崎大学の教育課程は、教養教育と専門教育で構成されており、環境科学部の場合を図示すると次のようになります。（教養ゼミナールについては、担当教員により授業曜日が、月曜日から金曜日のいずれかの曜日となります。）

区分	月	火	水	木	金
1年生					
2年次					
3年次					
4年次					



専門教育授業曜日



教養教育授業曜日

1. 教養教育

教養教育では、授業科目を「教養ゼミナール」、「情報科学科目」、「健康・スポーツ科学科目」、「外国語科目（英語・初習）」、「全学モジュールⅠ科目」、「全学モジュールⅡ科目」、「学部モジュール科目」及び「自由選択科目」の8科目に区分して開設しています。

※教養教育に関する詳細は、「**教養教育学生便覧**」を参照してください。

教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

区分	授業科目の区分	最低修得単位数	備 考
教養教育科目	教養ゼミナール科目	2	(1) 学部モジュール科目の基礎数学A及び基礎数学Bの両科目を履修し、単位を修得した場合は、最低修得単位数に算入することができる単位数は、2単位とする。基礎物理学A及び基礎物理学B、基礎化学A及び基礎化学B並びに基礎生物学A及び基礎生物学Bについても、同様とする。 (2) 学部モジュール科目の最低修得単位数に算入される授業科目の修得単位数が12単位を超えた場合は、その超えた単位数は、専門教育科目の共通科目の最低修得単位数に算入することができる。
	必須科目		
	情報科学科目	2	
	健康・スポーツ科学	2	
	外国語科目	英語	
		初習外国語	
	小 計	17	
	モジュール科目		
	全学モジュールⅠ科目	6	
	全学モジュールⅡ科目	6	
	学部モジュール科目*	12	
	小 計	24	
	自由選択科目		
	自由選択科目	2	
	小 計	2	
	計	43	

*学部モジュール科目の単位数及び標準履修年次

授業科目	単位数		標準履修年次
	必修	選択	
基礎数学 A		2	1
基礎数学 B		2	1
基礎物理学 A		2	1
基礎物理学 B		2	1
基礎化学 A		2	1
基礎化学 B		2	1
基礎生物学 A		2	1
基礎生物学 B		2	1
環境法 I		2	1
環境経済学 I		2	1
環境社会学 I		2	1
環境倫理学		2	2

2. 専門教育

専門教育の授業科目は次のように区分されており、それぞれ卒業に必要な単位数が定められています。

区分	授業科目の区分	最低修得単位数	備考
専門教育科目	環境政策コース	共通科目	融合科目は、他のコースのコース基礎科目とコース専門科目のうちから選択しなければならない。
		コース基礎科目	
		コース専門科目	
		融合科目	
		卒業研究	
		計	
	環境保全設計コース	共通科目	
		コース基礎科目	
		コース専門科目	
		融合科目	
		卒業研究	
		計	

(1) 科目区分

① 共通科目

両履修コースに共通する専門教育の基礎となる授業科目で選択及び必修科目となっており、12単位の修得が必要です。1～3年次に関講されます。

② コース基礎科目

各履修コースにおける専門教育の基礎となる授業科目で選択及び必修科目となっており、環境政策コースでは14単位、環境保全設計コースでは24単位修得が必要です。2～3年次に関講されます。

③ コース専門科目

各履修コースにおける専門分野に関する授業科目で選択科目になっています。最低修得単位数は環境政策コースでは42単位、環境保全設計コースでは28単位になっていますが、それ以上の科目を履修することが望まれます。1～4年次に関講されます。

④ 融合科目

他のコースのコース基礎科目、コース専門科目の授業科目で、環境科学に関する総合的視野の拡充を図る授業科目で選択必修科目となっており、8単位以上の修得が必要です。2～4年次に関講されます。

⑤ 卒業研究

4年次に履修する必修科目で、各研究室において指導教員の指導の下、研究を行うものです。

⑥ 自由選択科目

卒業に必要な授業科目ではありません。社会調査士資格を取得するために必要な授業科目です。

3. 履修手続

(1) 授業時間割

当該年度に開講される授業科目は、各年度始めに授業時間割によって発表します。

(2) 履修方法

- ① 学生は、各学期に履修しようとする授業科目を各学期の指定された期日までにパソコンから直接入力すること。なお、入力後は各自登録した授業科目に間違いがないか必ず登録状況を確認してください。
- ② 履修の手続きをしていない授業科目については、受講して考査を受けた場合であっても、単位は与えられないので注意してください。
- ③ 同一時間帯には、1つの授業科目（教養教育を含む。）しか履修することはできません。

(3) 授業時間

授業は1校時あたり90分で、次の時間帯に行われます。

校 時	時 間
I 校 時	8時50分 ～ 10時20分
II 校 時	10時30分 ～ 12時00分
III 校 時	12時50分 ～ 14時20分
IV 校 時	14時30分 ～ 16時00分
V 校 時	16時10分 ～ 17時40分

4. 試験及び成績

(1) 考 査

- ① 考査は、試験、論文、レポートその他の方法により原則として、各学期末に実施します。
- ② 各授業科目について、授業時数の3分の1を超えて欠席した者には当該授業科目の受験資格が認められませんので、注意してください。
- ③ 考査は、履修登録をして、承認を得た授業科目に限り受験できます。
- ④ 考査において不正行為を行った者に対しては、学則に定める訓告、停学及び退学等の懲戒のほか当該授業科目又はその学期の全授業科目の単位を与えない等の措置をとることがあります。

(2) 定期試験

- ① 定期試験は、授業時間割とは別に試験時間割を発表しますので、試験時間割に従って、受験してください。
- ② 学生は、試験を受ける際は、机上に学生証を提示しなければなりません。
- ③ 試験開始後、20分以内の遅刻者については受験を認めますが、時間の延長は行いません。
- ④ 答案は、試験開始後20分を経過しないと提出できません。また、受験した者は必ず答案を提出しなければなりません。

(3) 追試験

病気、忌引その他止むを得ない理由により考査を受けることができなかった者に対しては、追試験を行いますので、追試験願に考査を受けることができなかった事実を証明する書類を添えて指定の期日までに学務係に提出してください。

(4) 再試験

定期試験又は追試験の結果、不合格になった者に対し、科目によっては再試験を行うことがありますが、再試験の実施は、各授業担当教員の判断にまかせられており、必ず実施されるとは限りません。

(5) 成績評価基準について（環境科学部規程第15条を参照）

環境科学部においては、専門教育科目の考查の成績評価は100点満点の素点で評価します。

成績の通知は以下の評語で表し、AA, A, B, C を合格、D を不合格とします。

AA（90点以上）：到達目標(基準)をほぼ完璧に達成（90%程度）、もしくは目標以上の学習成果である。

A（80点以上90点未満）：到達目標をほぼ達成（80-90%程度）している。

B（70点以上80点未満）：到達目標をおおよそ達成（70-80%程度）している。

C（60点以上70点未満）：到達目標の最低限のレベル（60%程度）には達しているが、誤りや不十分な点も多い。

D（60点未満）：到達目標に達していない。

(6) GPA (Grade Point Average)について（環境科学部規程第16条を参照）

環境科学部ではGPA（Grade Point Average）方式により成績の総合評価を行い、成績優秀の判定基準などに用いられます。

GPAは以下の計算方法により得た値とします。

- ① 授業科目ごとの評価を表すGP (Grade Point) は100点満点で評価したときの得点をPとして、

$GP = (P - 50) / 10$ で定義する。

ただし、60点未満の場合は不合格であるのでGP= 0.0とする。

合格最低点の60点がGP= 1.0、最高点の100点満点がGP= 5.0となる。

- ② 在学中に受講した全ての科目のGPの平均評価を表すGPAは、

$GPA = \Sigma (\text{各科目の単位数} \times GP) / \text{履修登録総単位数}$

で計算し、少数点第3位を四捨五入し表示する。

以下に示す計算例からもわかるように、必要以上に多くの科目を履修登録し、学期途中で履修を中止したり、合格点に達しない（不合格の場合）科目があると、それらの科目のGPは0.0となり、その期までのGPAはかなり低くなります。GPAが1.0以下になると大学生としての資質を問われることになるので、十分な履修計画を立ててから履修登録を行ってください

（計算例）

例1：○科目2単位：88点＝3.8，△科目2単位：73点＝2.3，□科目2単位：86点＝3.6

例2：●科目2単位：85点＝3.5，▲科目2単位：63点＝1.3，■科目2単位：56点＝不合格なので0.0

例1,2 のGPをもとに、それぞれのGPAを計算すると

例1： $(3.8 \times 2 + 2.3 \times 2 + 3.6 \times 2) / 6 = 3.23$

例2： $(3.5 \times 2 + 1.3 \times 2 + 0.0 \times 2) / 6 = 1.60$

* 科目の特性上その評価を合格／不合格とする科目はGPAの計算から除外する。

* 評価が標語のみの場合、便宜上、AA=4.5、A=3.5、B=2.5、C=1.5として計算する。

(7) 試験成績の発表等について

教養教育科目及び専門教育科目の成績は、前期、後期それぞれに下記の教員から成績通知書を配付します。

1 年次生：各クラス担任（教養ゼミナール担当教員）

2 年次生：1 年次と同じクラス担任

3 年次生：環境政策コース・・・・・・環境政策演習担当教員

環境保全設計コース・・・・（前期）学系主任，副主任，教務委員，学生委員

（後期）環境保全設計演習担当教員

4 年次生：卒業研究指導教員

4 年次生で卒業研究に着手していない者：演習担当教員

いずれにも属さない者：教務委員，学生委員

* クラス担任は年度の始めに，学務係掲示板にてお知らせします。

なお，成績結果に疑義がある場合は，学業成績交付後一週間以内に，教養教育科目にあっては教養教育事務室に，専門教育科目にあっては授業担当教員に問い合わせてください。

5. 卒業研究を履修するための要件（環境科学部規程第22条を参照）

4 年次において卒業研究を履修するためには，以下の要件を満たしておかなければなりません。

なお，教養教育科目の外国語科目において検定等で単位を取得する場合は，3 月（1 0 月からの着手は9 月）末日までに可否が確定していること。

(1) 環境政策コース

- ① 教養教育科目の最低修得単位数以上を修得していること。ただし，標準履修年次が第3 年次である英語の1 単位を除く。
- ② 共通科目を1 0 単位以上修得していること。
- ③ コース基礎科目を1 0 単位以上修得していること。そのうち，環境政策基礎演習A，B と環境政策演習A，B の4 科目の単位を修得していること。
- ④ コース専門科目及び融合科目を4 0 単位以上修得していること。ただし，融合科目は8 単位以内とする。

(2) 環境保全設計コース

- ① 教養教育科目の最低修得単位数以上を修得していること。ただし，標準履修年次が第3 年次である英語の1 単位を除く。
- ② 共通科目を1 0 単位以上修得していること。
- ③ コース基礎科目を2 0 単位以上修得していること。そのうち，環境保全設計基礎実験A，B と環境保全設計演習A，B の4 科目及び環境保全設計実験A，B，C，D のうちから2 科目の計6 科目の単位を修得していること。
- ④ コース専門科目及び融合科目を3 0 単位以上修得していること。ただし，融合科目は8 単位以内とする。

(3) 編入学により入学した者（編入学に関する申合せ第9 を参照）

編入学により入学した者は，学部モジュール科目及び専門教育科目を入学時に認定された単位を含み，7 2 単位以上修得していること。（環境政策コース・環境保全設計コース共通）

6. 他学部あるいは他大学等の授業科目の履修に関する手続き等について（環境科学部規程第17条を参照）

他学部あるいは他大学等の授業科目を履修しようとするときは、本学部長の承認及び他学部あるいは他大学の承認を得なければなりません。

該当者は各学期の開始後1週間以内に、次の書類を学務係に提出してください。

- ① 他学部等の授業科目履修申請書（学務係で配付します）
- ② 授業内容を記載した書類（授業概要、シラバスなど）

さらに単位修得後、次学期開始までに以下の書類を提出してください。

- ① 単位認定申請書（学務係で配付します）
- ② 成績証明書（原本）

注意：この制度は、他学部等の授業科目を受講することが教育上有益であると認め、履修を許可するものです。履修申請するからには、必ず単位を取得することが前提となります。

7. 入学前の既修得単位の認定に関する手続き等について（環境科学部規程第17条を参照）

本学に入学前の大学又は短期大学における既修得単位を専門教育科目の単位として認定を受けようとする場合は、本学部長の承認を得なければなりません。

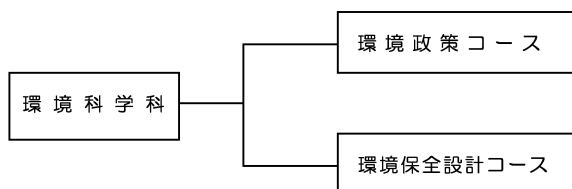
該当者は入学後1週間以内に、次の書類を学務係に提出してください。

- ① 単位認定申請書（学務係で配付します）
- ② 授業内容を記載した書類（授業概要、シラバスなど）
- ③ 成績証明書（原本）

* 教養教育科目の単位として認定を受けようとする場合は、教養教育事務室へ問い合わせてください。

8. 専門教育課程の履修体系

(1) 履修コースの区分



(2) 履修コースの概要

① 環境政策コース

本コースでは、環境と調和し共生する人間社会の持続的な発展を可能にするため、社会経済システム、環境保全と行政、人間の文化と文明についての知見を備えた行政官・企業人・研究者・言論人などの人材を育成することを目的として、次のような事柄を学びます。

- ◎環境に負担の少ない循環型経済の構想
- ◎環境保全型産業や環境保全型ライフスタイルの考察
- ◎環境問題のリスク管理や環境紛争・環境訴訟の処理制度
- ◎環境問題に関係する社会運動や環境関連の非政府組織・非営利組織の役割
- ◎環境アセスメントや社会調査の方法
- ◎自然観や生命観の推移と環境思想
- ◎人間をとりまく環境としての文化や文明

② 環境保全設計コース

本コースでは、生活に密着した環境問題から地球環境問題や国際的な環境対策にも積極的に参加できる国際人、地球的規模での環境保全に取り組める技術者・行政官・研究者などの人材を育成することを目的として、次のような事柄を学びます。

- ◎気圏・水圏・地圏・生物圏の特性と物質循環の構造や自然環境の複雑な相互作用
- ◎環境に配慮した都市開発や環境設計
- ◎環境汚染物質の適正管理、廃棄物の低減及び処理方法
- ◎自然環境の保全と自然災害の防止
- ◎資源保護と再生資源の利用法
- ◎環境にやさしい物質の創製や製品の開発
- ◎環境変化が生体に与える影響の分析

(3) 履修コースの選択(63ページ「環境科学部履修コース選択、決定方法等に関する申合せ」参照)

① 履修コースの選択時期

1 年次学年末に履修コースを選択することになります。

指定する期日までに「履修コース選択願」を学務係に提出してください。

履修コースの選択は、原則的には本人の希望によりますが、一方の履修コースに希望者が集中した場合には、成績により人数を調整することがあります。

② 履修コースの変更

履修コースの変更は、教育上必要と認められる者について、授業の実施上支障がない場合に限り認めることがあります。

履修コースの変更を希望する場合は、2 年次の7 月末日までに「履修コース変更願」を学務係に提出してください。

なお、履修コースの変更が認められた場合は、2 年次前期で修得したコース基礎科目及びコース専門科目は、融合科目として取り扱います。変更後のコースの2 年次前期開講のコース基礎科目は、3 年次前期に履修してください。

Ⅱ 学生生活上の心得

在学中の注意事項について

1. IDカード（学生証）

学生証はみなさんの身分証明書です。通学の際は常に携帯して、本学の教職員からの請求があったときにはすぐに呈示してください。携帯していない場合は、教室、実験室、図書館の出入りや学生会館等の厚生施設を利用できません。

なお、紛失・破損したときは直ちに再交付の手続きをとってください。（手続きは教育支援課）

また、卒業、退学等で大学を離れる場合は直ちに返還してください。

2. 掲示板

授業や試験等の教務事項、奨学生の募集、課外活動等の厚生補導事項及び連絡事項等は、すべて掲示により通知されますので、1日に1度は必ず掲示板を見るように心掛けてください。

掲示を見なかったために、不利益を被っても係では一切責任を負いません。

3. 環境の整備

大勢の学生が共同利用する大学では、各人が構内の美化に配慮しなければ良好な環境が保てません。特に印刷物等が校舎内に散乱しないように努め、配付者も印刷物をそのまま放置せず、後始末をするように心掛けてください。また、備品（机・椅子等）を大切にし、整理整頓してください。

なお、校舎内での火気使用は厳禁です。

4. 拾得物・紛失物

落とし物や忘れ物をしたり、それらを拾得した場合は、速やかに学務係に届け出てください。拾得物は学務係の前にあるガラスケースに展示しますので、心あたりがあれば学務係に申し出てください。

また、名前のない落とし物や忘れ物が非常に多いので、所持品等には氏名・学生番号を記入するように心掛けてください。

5. 盗難の届出と防止

貴重品、現金、自転車等の盗難が毎年多数発生しています。学内で盗難にあったとき、あるいは不審な者を認めたときは、直ちに教員又は学務係に届け出てください。

6. 電話による照会

学生諸君がいろいろな事を電話で照会してくることがありますが、間違いのもとになりますので、内容によっては応じられないこともあります。

また、電話で学生呼出しの依頼があっても、本人に取り次ぐ方法がありません。この事を関係者に周知しておいてください。ただし、緊急な場合はこの限りではありません。

7. 住所変更・身上異動

転居、改姓、転籍又は保証人等に関して、入学時に提出した書類に変更があったときは、その都度学務係に届け出て、手続き又は訂正をしてください。

この届けを怠ると、本人又は保証人に緊急な用件が生じた場合に連絡がとれず、不利益を被るおそれがあります。

8. 各種証明書の申し込み

各種証明書が必要なときは、必要な日の前日までに申し込んでください。原則として申し込んだ日の翌日（土・日・祝日を除く）の午後に発行、交付します。受け取りの際は、ＩＤカード（学生証）を呈示してください。

なお、学生旅客運賃割引証、在学証明書、健康診断書及び卒業見込証明書（４年次生）は、学生会館談話室内に設置してある「証明書自動発行機」にて発行します。操作は、発行機の音声・画面の指示に従ってください。

(1) 通学証明書

列車、電車、バス等を通学に利用する人は、定期券購入の際、通学証明書が必要です。

なお、通学定期等の利用区間は、自宅と大学のそれぞれの最寄りの駅・バス停・電停までとします。

(2) 学生旅客運賃割引証（学割証）

帰省、実習、課外活動などで旅行する場合に利用できるもので、ＪＲでは片道１００kmを超える区間を旅行する場合は、普通運賃が２割引になります。その他の交通機関でも割引がある場合があります。

学割証を使用するときは必ずＩＤカード（学生証）を携帯してください。また、次の様な場合は、不正使用として普通運賃のほかに、倍額の追徴金を請求されるばかりでなく、本学学生全体の使用停止処置がとられることもありますので特に注意してください。

ア. 他人名義の学割証を使用して乗車券を購入し使用したとき。

イ. 名義人が乗車券を購入して、これを他人に使用させたとき。

ウ. 無効の学割証で乗車券を購入し使用したとき。

(3) その他の証明書等

その他必要な証明書が生じた場合は、学務係に申し込んでください。

9. 施設の使用

学生又は学生団体が環境科学部所管の施設を使用するときは、学内集会願、学内施設借用願を学務係に提出し、承認並びに使用許可を受けなければなりません。

なお、使用許可を受けた者は、その集会のために生じた施設の事故についての一切の責任を負うことになります。

10. 団体の設立

学生がクラブ活動等のために団体を設立するときは、顧問教員を定めて、団体設立願、規約及び団体員名簿を添付し学生支援センターに届け出て学長の承認を受けなければなり

ません。

また、団体を継続する場合は、翌年5月20日までに継続願を提出しなければなりません。継続願を提出しない団体は、解散したものとみなされます。

なお、団体の届け出事項に変更が生じた時は、速やかに届け出てください。

11. 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、大学における学生の教育研究活動中（授業中、学校行事中、課外活動等）や通学中に生じた事故によって被った災害・傷害に対する被害救済のための災害補償制度で、安い保険料で一般の災害保険なみの補償が得られるものです。

学生の不慮の事故に備えて全員加入を原則としています。

12. 学内交通規制

長崎大学文教地区では、キャンパス内へのバイク、自動車等の入構は、騒音防止や事故防止等のため、許可車両以外の入構を規制しており、原則として、学生の自動車による入構は認められておりません。

ただし、4年次生で通学距離が30km以上ある場合、又は病弱者及び身体に障害がある場合など、特別な理由がある場合に限り許可することがあります。申請の時期は4月上旬となっていますので、必要な場合は学務係に申請してください。

なお、自動二輪車や原付バイクは、西門又は東門バイク専用駐車場に駐車してください。

13. 交通事故

大学構内において交通事故等が発生した場合は、学務係に連絡をしてください。

なお、学内の事故を警察に連絡するときも、必ず事前に大学に連絡をしてください。

学外の事故も増加の一途をたっており、交通安全については皆さんの自覚、自重を強く望みます。

交通事故の被害者になった場合、あるいは加害者になった場合の両方とも必ず学務係に早急に連絡するとともに、指導教員に相談してください。

14. 保健管理について

毎年1回（春）定期健康診断が保健・医療推進センターで実施されるので必ず受診しなければなりません。

特に4年次生は就職試験を受験する場合や大学院進学の際に健康診断書作成が必要になりますので必ず受診してください。

また、実習中及び課外活動中に負傷した場合は、保健・医療推進センターを通じて大学病院又は指定の病院で治療を受ける事が出来ます。

15. 喫煙について

法律では、喫煙は20歳から認められていますが、長崎大学の構内は原則禁煙となっていますので、喫煙指定場所以外での喫煙はできません。

喫煙者については社会一般のルール同様、灰皿が設置されていない場所で喫煙を行っ

たり、吸殻をポイ捨てして他人に迷惑をかけることのないよう十分注意してください。

16. 海外渡航について

夏季休業や、春季休業等の長期休暇になると、海外渡航を行う人がいますが、万一の事故等に備えて、必ず出発の1週間前までに海外渡航届及び帰国後は帰国届を学務係へ提出してください。

また、留学生が一時帰国する場合も必ず一時帰国届及び再入国後は再入国届を国際交流課へ提出してください。

17. 学務系の執務時間

学務系の執務時間は次のとおりです。ただし、事項により受付時間が別に指示されることがあります。

〔月曜～金曜〕 8：30～18：00

＊夏季、春季及び冬季等の学生の休業期間は17：30までの執務となります。

18. 台風、積雪その他不測の事態に対する休講措置について

本学では、台風、積雪その他不測の事態による学生の事故の発生を防止するため、台風等の際の授業・定期試験の休講等の措置について、「台風、積雪その他不測の事態に対する全学的休講措置の申合せ」（70ページ参照）を定めています。

台風等に際しては、同申合せにより措置されますので、申合せの内容を十分理解のうえ、各自の判断により事故等がないよう留意してください。

19. TOEICテストについて

環境問題のグローバル化が進むにつれて、関連国際会議や海外研究者との共同研究等において、英語コミュニケーション能力が重要視されてきています。

本学部では、これらに対処すべく、現時点での英語能力を各学生が認識するとともに、結果を英語の授業内容に反映させて、卒業時までさらに高い到達度を実現できるように1年次生及び3年次生を対象にTOEICテストを実施します。

20. PROGテストについて

PROGは、「リテラシー」（知識を基に問題解決にあたる力で知識の活用力や学び続ける力の素養をみるもの）と「コンピテンシー」（経験から身についた行動特性で、どんな仕事にも移転可能な力の素養をみるもの）の2側面を測定するテストです。

大学生に、社会が求める力、それがこの2つの基礎力です。

早い段階で、自分の能力を把握し、卒業までに社会で求められる力を伸ばすことができるよう、1年次にPROGテストを実施します。

諸手続について

学務係で手続きする事項

事 項	手 続 き 方 法 等
成績証明書 卒業証明書 通学証明書 その他の証明書	必要な日の前日までに証明書発行願を提出してください。発行は、申込んだ日の翌日（土・日・祝日を除く）の午後からとなっていますので、余裕をもって申込んでください。
休 学 願	引き続き2ヶ月以上修学中止しようとするときは、手続きをしてください。なお、いずれの場合も理由書を添付してください。また、病気の場合は医師の診断書を併せて提出してください。
復 学 願	休学期間満了又は休学期間中にその理由がなくなったときは手続きをしてください。なお、病気で休学していた場合は、医師の診断書を添付してください。
退 学 願	理由が発生したときは手続きをしてください。なお、いずれの場合も理由書を添付してください。また、病気の場合は医師の診断書を併せて提出してください。
追 試 願	試験終了後、指定の期日までに手続きをしてください。なお、病気の場合は医師の診断書等、その他の場合は証明書(理由書)を添付してください。 (教養教育科目については、教養教育事務室に提出してください。)
欠 席 届	理由が発生したときから2週間以内に手続きをしてください。なお、病気の場合は医師の診断書等、その他の場合は証明書(理由書)を添付してください。
保証人(住所)変更届	保証人又は保証人の住所に変更があったときは届けを提出してください。
改 姓 願 転 籍 願	理由が発生したときは手続きをしてください。
住 所 届	入学時に学務係へ提出してください。また、記載内容(住所変更、携帯電話番号等)に変更があったときはその都度、変更の手続きをしてください。
学 内 集 会 願 施 設 使 用 願	使用当日の1週間前までに願を提出してください。
掲 示 物	掲示物を持参して、承認印を受けてください。また、掲示期間終了後は、責任を持ってはがしてください。
海 外 渡 航 届 帰 国 届	渡航日の1週間前までに届けを提出してください。 また、帰国後は帰国届を提出してください。
一 時 帰 国 届 再 入 国 届	学生が一時帰国する場合は、国際交流課へ届けを提出してください。 また、再入国後は再入国届を提出してください。
留 学 願	留学しようとする半年前までに学務係へ申し出てください。
既修得単位の認定申請	入学後1週間以内に手続をしてください。
・他大学等における修得単位の認定申請 ・留学による修得単位の認定申請	履修前に承認を得て、単位修得後は速やかに、学務係へ認定申請書等を提出してください。

学生支援センターで手続きする事項

事 項	手 続 き 方 法 等
卒業見込証明書 在学証明書 学生旅客運賃割引証	必要な場合は、ＩＤカード（学生証）を持参のうえ、証明書自動発行機にて、音声・画面の指示により、容易に発行することができます。 なお、卒業見込証明書は、４年次生のうち、当該年度に卒業の見込がある者に限り発行されます。
学生教育研究災害傷害保険	負傷した場合は、速やかに届け出てください。届け出が遅くなると保険金の請求が出来なくなる場合があります。
授業料免除申請	経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合等に、申請することで許可されることがありますので、希望する場合は手続きをしてください。（ 学業成績基準は69ページ参照 ）
授業料徴収猶予申請	経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合等に、申請することで許可されることがありますので、希望する場合は手続きをしてください。（ 学業成績基準は69ページ参照 ）
奨学金申請	希望する奨学生の募集があった場合は、各自、申請書類をもらい手続きをしてください。ほとんどの奨学生の募集は、４月、５月に集中しますのでくれぐれも掲示の見忘れに気を付けてください。
団体設立願	新規に団体を設立するとき、又は団体を継続する場合に手続きをしてください。
健康診断書	必要な場合は、ＩＤカード（学生証）を持参のうえ、証明書自動発行機にて、音声・画面の指示により、容易に発行することができます。 ただし、再検査の指示を受けた方、尿検査が未検査の方、１年次からの毎年の健康診断を一度でも受診していない方は、発行できません。

※ 証明書自動発行機は学生会館談話室内に設置しています。

証明書自動発行機で発行できるもの

- ① 在学証明書
- ② 卒業・修了見込み証明書（最終学年のみ）
- ③ 学生旅客運賃割引証
- ④ 健康診断書

授業料について

1. 授業料額及び納期

前 期	後 期	年 額
267,900円	267,900円	535,800円

※長期履修が認められた者の各学期の授業料額は、別途定める。

本学では、授業料を納める方法として「預金口座振替システム」を実施しています。登録してもらった銀行・郵便局等の口座から自動的に口座振替(引落し)により納付していただきます。

前期分は4月27日、後期分は10月27日に指定した口座から引落しを行います。(口座振替の手続上、4月27日に口座振替ができなかった場合は5月27日に引落します。)

なお、納付のお知らせは、学生本人宛に郵送しますので、住所の変更があった時は必ず学務係に届け出てください。

また、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

2. 授業料免除及び徴収猶予

次に掲げる「出願要件」のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき選考のうち、「授業料免除」又は「徴収猶予」をする制度があります。

希望する者は、所定の期日までに関係書類を添え学生支援センターに提出してください。

(1) 出願要件

- ア. 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められた者
- イ. 授業料の各期ごとの納期前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学費負担者が死亡または本人もしくは学費負担者が風水害等の災害を受けたことによって授業料の納付が著しく困難と認められた者。

(2) 申請手続

手続については前期、後期分の免除申請について掲示でお知らせします。希望者は申請のための必要書類を学生支援センターから受け取り申請してください。

(3) 免除申請者

授業料免除申請者は、その免除の結果が判明するまでは、授業料は絶対納付しないでください。

授業料を一旦納付すると、授業料免除の申請ができません。結果については、掲示で通知します。

不許可になった者、半額免除者は、所定の金額を指示された期間内に納付することになります。

奨学制度について

1. 「在学届」の提出

高等学校等在学中に日本学生支援機構奨学生として奨学金の貸与を受けていた者は、所定の「在学届」を指定された期日までに必要事項を記入のうえ、学生支援センターに提出してください。

手続を怠ると直ちに返還義務が生じます。

2. 「進学届」の提出

高等学校等在学中に大学に入ることを条件に予約採用候補者となっている者は、「進学届」を入学後に大学を経由し日本学生支援機構へ送付することにより奨学生として採用されます。

該当者は、指定された期日までにインターネットにより「進学届」を提出してください。

3. 日本学生支援機構奨学金

(1) 奨学金の種類・出願資格

種 類	第一種奨学金		第二種奨学金(きぼう21プラン奨学金)
出 願 資 格	人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修学が困難であると認められる者。		人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難であると認められる者。
返還時の利息	無利子貸与		有利子貸与
貸 与 月 額	自宅通学者	30,000円 45,000円 いずれかを選択。	30,000円 50,000円 80,000円 100,000円 120,000円 上記金額の中から選択。
	自宅外通学者	30,000円 51,000円 いずれかを選択。	

※ 第一種奨学金の貸与を受けることによって、なおその修学を維持することが困難であると認められた者は、併せて「第二種奨学金」を貸与することが出来ます。

(2) 奨学生の募集と申込手続

日本学生支援機構の奨学金に関する事務は、在学中はすべて大学を通じて行います。その都度、学生支援センター及び各学部に掲示板等でお知らせしますので、希望者は、学生支援センターに申し出てください。

(3) 奨学金の貸与期間

貸与開始の月から卒業するまでの標準修業年限です。

(4) 奨学金の交付

奨学金は原則として毎月1回、申込み時に指定した銀行・信用金庫の普通預金(本人名義)に日本学生支援機構から直接振り込まれます。

(5) 適格認定

奨学生は、継続して奨学金の貸与を受けるため各年度秋季に「適格認定奨学金継続願」の提出が必要です。これによって、適格認定を行い、学業成績不振者は、奨学金の廃止、停止等の処置を受けることになりますから十分に勉学に励んでください。

また、所定の期限までに提出しない場合には、奨学生の資格を失い交付を打ち切られます。

(6) 学生の異動

退学、休学、復学、留年、辞退、改氏名、転居等の異動が生じた場合には、速やかに学生支援センターに申し出てください。所定の様式で日本学生支援機構に届け出ることにしています。

(7) 奨学金返還誓約書の提出

奨学金の貸与が終了したときは、すぐに連帯保証人・保証人と連署のうえ奨学金返還誓約書を提出してください。

(8) 奨学金の返還

奨学金の返還は、指定の口座から自動引落し「リレー口座」により、原則として月賦又は、月賦・半年賦併用のどちらかで返還することになります。返還期間は最長20年です。

(9) 奨学金の返還猶予

卒業後、進学した場合には、「在学届」の提出により卒業時まで、また卒業後、災害又は疾病、その他やむを得ない事由によって返還が困難になった場合には、願い出により一定期間、それぞれ返還が猶予されます。

(10) その他

失職、破産、会社の倒産、病気、死亡等又は、火災、風水害等による家計急変のため緊急に奨学金貸与の必要が生じた場合は、緊急採用の制度がありますから学生支援センターに申し出てください。

4. その他の奨学制度

日本学生支援機構のほかに地方公共団体、財団及び会社などの奨学制度があります。ただし、大部分は日本学生支援機構と重複しての貸与は受けられません。

※ 奨学金に関することについては、掲示でお知らせしますので注意して見ておいてください。

2 4 1 番教室（情報処理演習室）の使用上の注意について

2 4 1 番教室はオープン利用である。そこで、環境科学部で開講される授業科目での使用及び学生の自学自習（課題学習や補習学習など）での使用に際して、情報処理機器等のセキュリティと学生の利用の利便性を考慮し、次の点に十分注意すること。

- (1) 使用曜日と時間は、月曜日から金曜日の午前8：30から午後6：30までとする（春季・夏季・冬期休業期間中は午後5：30までの利用とする。また、土・日曜日、祝祭日及び環境科学部が実施する各種試験日は使用できない）。
- (2) 2 4 1 番教室の利用は環境科学部の授業を優先する。
ただし、授業によっては授業の妨げにならない範囲で自習を許可する場合もある。授業で利用する時間等の利用者への連絡は、学務係掲示板及び2 4 1 番教室入口の掲示にて周知する。
- (3) パソコンにログインする際は、必ず自分自身のID・パスワードを使用し、他人のID・パスワードは使用しないこと。また、自分自身のID・パスワードを他人に使用させないこと。
- (4) 自分で入手したソフトやインターネットからダウンロードしてきたソフトのインストールは固く禁止する（ウィルス感染を引き起し、パソコンをソフト上で破壊する可能性があるため）。
- (5) パソコン・ハードディスク、プリンター等ハードウェアの設定の変更は固く禁止する。
- (6) ファイルサーバ上の自分のフォルダに、多量のデータを貯めないようにし、定期的に整理すること（目安として上限を数十メガバイト程度とする）。
- (7) 大事なファイルはUSBフラッシュメモリ等にバックアップしておくこと。
- (8) パソコンを使用中に異常が生じたら、①ENV.STOOのパソコンで、②どのソフトを用い、③何をしていたら、④どのように異常が発生したかを、備え付けの電話で担当者に連絡すること。
- (9) 2 4 1 番教室は利用時間内であれば常時自由に入出入りできるが、防犯のため教室内に防犯カメラを設置している。
- (10) 2 4 1 番教室内での飲食や喫煙は固く禁止する。
- (11) 窓の開放及び窓のロックを外すことを固く禁止する。
- (12) 傘の持込みは固く禁止する。
- (13) 靴は下駄箱に入れること。
- (14) 利用終了後は、机の上下のゴミ、移動した椅子の整理整頓をすること。
- (15) 教室を最後に退出する利用者は、エアコン、プリンター、蛍光灯のスイッチがオフになっていることを確認してから退出すること。

無線による学内 LAN の利用について

教務委員会
情報機器等管理運用委員会

環境科学部講義棟内で無線による学内 LAN への接続が利用できるようになっています。

無線 LAN 機能のあるノートパソコン等を、図書館等で利用できる「情報コンセント」(注 1)と同じ方法で、学内 LAN に接続して利用することができます。

利用希望者は情報メディア基盤センターの HP の「無線 LAN 接続サービス」(注 2)を読み、利用してください。

なお、講義室で利用する場合には、ネットワークキーが異なりますので、学務係まで申し出てください。

【注 1】

「情報メディア基盤センター」の HP のトップページから
(<http://www.cc.nagasaki-u.ac.jp/index.html>)

「各種設定・利用方法」→「接続関連」→「情報コンセントの利用について」

【注 2】

「情報メディア基盤センター」の HP のトップページから
「各種設定・利用方法」→「接続関連」→「無線 LAN 接続サービス」

無線 LAN の利用に関する注意 (情報メディア基盤センター HP より抜粋)

- ・無線 LAN の利用には、情報メディア基盤センター発行の ID が必要です。
- ・研究室等で利用される一般の情報ネットワークとは、通信制限が異なります。
- ・通信規格は、IEEE802.11a/b/g/n 方式に対応しています。
- ・無線 LAN 接続サービスについては、講義室・会議室等における一時的なネットワーク利用を想定しています。
- ・恒常的な利用については御遠慮ください。

進路・就職について

環境科学部での4年間の学業を終えて卒業すれば、みなさんはそれぞれに新たな進路を歩むことになります。現在、日本の大部分の企業の就職活動は、3年次生の12月に解禁されます。この時期を目指して、進路や就職についても、1年次生や2年次生から準備する必要があります。

以下に環境科学部で行っている進路指導・進路相談会や就職のためのセミナー、就職までのスケジュールなどを紹介しますので、これらを十分参考にして、できるだけ早いうちから、進路や就職についても真剣に考え、自らの進路について色々と調べたり、また自分の考えをまとめていくようにしてください。

環境科学部では進路の選択や就職の手助けはしますが、最終的に進路を選び就職先を見つけ出し活動するのは、みなさん一人一人であることを肝に命じておいてください。

I. 就職委員会の学生支援活動

環境科学部には就職委員会があり、この就職委員会で皆さんの就職活動の支援を行っています。就職委員会による進路指導・就職活動支援のプログラムは次のとおりです。

(1) 進路（民間企業、公務員、大学院）指導、進路相談会の実施

○学部3年次生と院1年次生を対象として、進路調査を年間2回程度実施します。

○学部2・3年次生と院1年次生を対象として、就職・進路ガイダンスを4月から1月の間に毎月1～2回程度のペースで実施します。（平成24年度は15回実施）

(2) インターンシップの実施

○夏期休業時などに1～2週間程度、企業、官庁、大学研究機関などで職場体験などを行い、企業、官庁、研究機関の仕事や職業知識を得るものです。

○2～3年次生を対象として実施しており、正式な授業科目として単位の認定も行っています。

II. 就職資料室の設置

○会社名鑑、会社案内パンフレット、企業求人データベースなどの就職活動関係情報を整備した「キャリアプラザ」を1階の事務室前に設置しています。環境科学部に来た過去の求人情報や内定情報のデータベースがあります。

○「キャリアプラザ」は、月曜日～金曜日の10時30分から17時30分まで開いています。学生諸君は自由に利用できますので、活用して就職活動に大いに役立ててください。

また、担当の職員が在室（金曜日のみ16時30分まで）していますので、分からないことがあったら、遠慮なく質問してください。インターネットで会社の情報を探したり、資料請求等ができるように、パソコン3台を設置しています。

Ⅲ．就職活動の概要

1 年次 企業では、面接試験やエントリーシートなどで、以下のことを質問します。大学時代に熱心に取り組んだこと、苦労したこととどのような工夫によって乗り越えたかなどです。大学生の本分は勉学ですが、「大学時代にがんばったことは勉強です。」では、面接官との会話が続きません。クラブ活動、ボランティア活動、アルバイトなどで社会に触れておく体験が必要です。

企業には、成績証明書を提出するのが一般的です。これには、取得した単位の講義等の名称と同時に A から C までの評価点も記されています。人事担当者の目にもつきますので、C がほとんどの成績証明書よりも、A や A が多い方が高評価と思います。

環境科学部に入学している皆さんの学力にはほとんど差がありません。大学生活では、学力以外に、自分を律する力、道徳心、コミュニケーション能力などの人間力も鍛えてください。就職状況が悪い時代がしばらく続くと考えています。留年した学生と 4 年間できちんと卒業できた学生のどちらが採用に有利でしょうか。朝起きることが出来ずに出席日数が足りずに留年することなどが無いように祈っています。大学入学まで、皆さんはがんばってきました。大学生活 4 年間もその調子で乗り切ってください。なお、留年には「語学留学をしたから」などのプラスの理由があると良いと考えています。

近年、英語能力を重要視する企業が増えてきています。英語能力試験の成績で足切りをする企業も出てきました。自由な時間のある大学時代に英語能力検定の成績向上を目指すことも 1 つの有効な方法と考えます。

留学生の皆さんへ。3 年間で日本語を上達させてください。就職活動の始まる 3 年次生冬までには、入学時から残り 3 年半ほどしかありません。日本語が流暢に話せることは非常な強みになります。逆に、「日本に 3 年間も暮らしていてもその程度しか日本語が話せないのでは、採用できません。」とならないように願っています。

2 年次 1 年次から引き続き自分を磨き、人間力を高める大学生活を期待します。また、大学院に進学するかどうかとも考え始めてください。

3 年次 3 年次の 1 2 月には、一斉に企業説明会などの就職活動が始まります。それまでに、企業を 30 社程度選定しておく必要があります。3 年次の春には、4 社程度の就職支援企業(リクルート社など)のホームページに登録し、企業研究、業界研究を始めてください。就職活動は、自分を売り込む場です。あなたという新鮮な人材をどの店(業界や企業)にどの値段(給与)で売り出すかをあなたが決めなければなりません。例えば、東大生が売り出す店に並べ続けても売れ残ることが多いでしょう。過去の先輩たちの就職先が入手できますので、先輩たちの入社した業界の

種類、企業の規模などをまずは参考にしてみるから始めてください。また、環境科学部がキャリアプラザで運用している就活のためのメーリングリストがあります。学部に来る求人案内や学部運営のガイダンスなどの案内を配信しますので登録してください。また、長崎大学が運営するNU-Naviにも大学に来る求人情報が出ていますので登録し活用してください。

3年次の春から自己分析も始めてください。あなたは企業で何が出来たのかを考えてください。I am・・・ではなく、I can・・・を考えてください。就職支援企業が提供している自己分析を活用するのも良いと思います。この時期、自分のアピールポイントの抽出、興味や関心の分野を紙に書き出すことはもちろんですが、本命企業の面接の前に、4回以上の面接練習を済ませておくことを強く勧めます。環境科学部が提供しているものもありますし、大学が提供している練習もあります。ゼミまたは卒研の指導教員、または、友達に練習してもらうのも良いと思います。

3年次の12月から、一斉に企業との接触が始まります。エントリーシートや履歴書には、応募先の企業に合わせて、あなたの人柄やアピールポイントを凝縮して書かなければなりません。そのため、一日1社を書くのが精一杯になるはずです。ということは、20社/月の応募がせいぜいと考えなければなりません。つまり、あなたの興味・能力・価値観・実力にあった厳選の30社程度を11月末までに見つけておくことが良いスタートを切れるかどうかの重要ポイントとなります。後にある面接とつじつまが合うように、提出した書類は全てコピーを取っておいてください。

公務員を目指す方へ。公務員を目指すのであれば、3年次の春から受験勉強並みに勉強することをお勧めします。4年次の春まで1年間のハードな勉強を続けられていれば合格の可能性が高いと考えています。ただし、公務員は非常に高倍率であることと、試験日が固まっておりチャンスは数回であるという2点から、実力順に内定が得られない場合があるように思えます。

4年次 就職活動は内定が出たらその企業に入るという覚悟、踏ん切りができていないかが重要です。例えば、トヨタから内定が出れば「入社します」と言えますが、逆にとても小さな企業から内定が出た場合に「入社します」と言って就活を終えることが出来るかどうかを想像してください。その企業は、どの程度までランクを落とせると想像できますか。この踏ん切りがついていないと、納得いくまで＝ダメージを受けるまで徐々にランクを下げながら、落ち続けることになり、就活が長期化するので。

人によってはかなりの長丁場を覚悟してください。面接8社まで進むと1つ内定をもらえるのが平均的であるといわれています。就職活動の結果は点数がない、すなわち、合否の2つの答えしか得られないため、

落ち続けると、人格を否定されたように勘違いして精神的ダメージが蓄積し、途中(例えば初夏の頃)で就職活動を中断してしまう人も出てきます。そのようなことがないように、友達、親、指導教員、ゼミや卒研の仲間で声かけあえる環境を作ることを期待します。長崎大学環境科学部に入学したあなた自身の実力を、同年代の人たちと比較して改めて思い出してください。そして自信を持って長期間の就職活動をへこたれずに続けてください。中学・高校と大学の入学試験まで続けてきた努力もいよいよ最後です。ちなみに、ここ数年は、全国平均で大学生の就職内定率は秋の時点で60%です。

社会調査士について

「社会調査士」とは、社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向等をとらえることのできる能力を有する「調査の専門家」のことです。社会調査士資格には、「社会調査士」と「専門社会調査士」の2種類があります（専門社会調査士は、原則として社会調査士資格取得者に対する大学院レベルの資格であり、長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科ではH24年度入学より資格取得可能です）。資格の認定は、一般社団法人社会調査協会が行います。これまでに資格制度に参加した大学は、181校となっています（2011年）。

社会調査士資格を取得するためには、環境科学部では、下記の指定された科目を受講し、所定の事務手続きをすれば取得できます。

	科目名	区分※	内容	科目指定年度
A科目	フィールドワーク入門	共通科目	社会調査基礎	H20～
B科目	社会調査論Ⅰ	政策コース 基礎科目	社会調査方法論	H21～
C科目	社会調査論Ⅱ	政策コース 専門科目	データ分析	H21～
D科目	環境情報処理 (情報処理入門)	共通科目 (全学)	統計学 統計学	H24～ H20～ H23
E科目 ＊	環境統計学	保全設計コース 専門科目	量的調査	H22～
F科目 ＊	文化構造論	政策コース 専門科目	質的調査	H22～
G科目 **	社会調査演習AB	自由科目	社会調査実習	H22～

※政策コース＝環境政策コース／保全設計コース＝環境保全設計コース

＊【E】【F】科目は、どちらか一方を選択

＊ ＊【G】科目は、【A】～【D】科目を履修した人のみ受講可（但し、設計コース選択者については一部例外あり。詳しくは学務係まで問い合わせてください。）

□学年履修モデル□

1年生	フィールドワーク入門【A科目】 環境情報処理（H24～）【D科目】（H20～23：情報処理入門【全学】）
2年生	社会調査論Ⅰ【B科目】 社会調査論Ⅱ【C科目】
3年生 4年生	環境統計学【E科目】 文化構造論【F科目】 社会調査演習AB【G科目】

□「社会調査士指定科目」と「社会調査士関連科目」□

シラバスに記載されている「社会調査士指定科目」は、上記のA科目からG科目を指します。「社会調査士関連科目」は、社会調査士資格を取得するためには必要ではありませんが、社会調査に関わる授業科目です。

□社会調査士（見込み）資格取得に向けて□

環境科学部では、一般社団法人社会調査協会の発行する社会調査士資格取得のために必要な科目（協会標準カリキュラムに準拠）を設置しております。

社会調査士資格には、卒業以前に取得できる「社会調査士（見込み）」資格と、卒業時に取得する正規の「社会調査士」資格があります。

資格取得希望者は、以下の要件に従って書類を準備、申請してください。

申請にあたっては、必ず自身が資格申請要件を有しているかどうか確認してください。

【社会調査士（見込み）資格申請要件】

- ① 在籍期間が2年以上であること
- ② 社会調査士科目を設置している大学（機関）で標準カリキュラム A～G に対応した科目単位を申請時まで、3科目以上単位取得していること。
- ③ ②の単位取得済み科目と今年度履修中の科目の合計が5科目以上であること（ただし E/F 科目は選択制のため 1 科目と数える。）

《資格要件 具体例 1》

資格要件○ 学部3年次生で、A/B/C 科目単位を既に取得し、D/E 科目を現在履修している。

資格要件× 学部2年次生で、A/B/C 科目単位を既に取得し、D/E 科目を現在履修している。

《資格要件 具体例 2》

資格要件○ 学部3年次生で、A/B/C 科目単位を既に取得し、D/G 科目を現在履修している。

資格要件× 学部3年次生で、A/B 科目単位を既に取得し、C/D/G 科目を現在履修している。

社会調査士（見込み）資格認定手数料は、15,750 円です。

社会調査協会の申請受付期間は、年 2 回（①6 月 20 日～7 月 10 日消印有効。②10 月 10 日～10 月 31 日消印有効。）ありますが、申請は環境科学部でとりまとめで行います。申請の詳細については、追って掲示します。なお、認定証（見込み）は、社会調査協会が審査・認定後、各申請者の自宅宛に社会調査協会が郵送いたします。また希望者には、「社会調査士（見込み）資格取得証明書」（1 部 525 円）を、社会調査協会が発行いたします。

〈申請手順〉

- ①社会調査協会HPから申請書をダウンロードし、必要事項を記入（学務係にもあります。）
http://jasr.or.jp/content/application/process_promis.html
- ②必要書類を準備（学務係にて）
 1. 単位取得を証明する書類（成績証明書）
※カリキュラム該当科目にマーカーを引き、対応科目番号(A～G)を記入
 2. 科目を履修中であることを証明する書類（履修証明書）

- ③資格認定手数料を郵便局にて振込み、領収証コピーを申請書裏面に貼付（振込用紙は、学務係にあります。）
- ④申請書記載の氏名、ふりがな、学籍番号、郵便番号、住所、電話番号をメール（宛先：nagasaki408@yahoo.co.jp）で送付（社会調査協会に一括申請する際に必要な事務手続きのため）
- ⑤上記の申請書及び必要書類を、学務係まで提出（期日は別途掲示しますが、5月下旬を予定していますので、掲示に注意してください。）

□社会調査士資格の申請手続き□

社会調査協会の定める「社会調査士のための必修科目」単位を取得した方は、「社会調査士」資格を申請できます。

なお、すでに「社会調査士（取得見込み）」資格を取得している方も、あらためて「社会調査士」への資格変更の手続きが必要です。

資格申請要件

- ①学部卒業
- ②社会調査士科目を設置している大学（機関）で標準カリキュラム A～G に対応した科目単位を取得（E/F は選択制）

資格申請の流れ

- ①社会調査協会 HP から申請書をダウンロードし、必要事項を記入（学務係にもあります。）
http://jasr.or.jp/content/application/process_sr.html
 (1) 社会調査士（見込み）資格を取得している方 → 「社会調査士資格変更届」
 (2) 社会調査士（見込み）資格を取得していない方 → 「社会調査士認定申請書」
 ※カリキュラム該当科目にマーカーを引き、対応科目番号（A～G）を記入してください。
- ②必要書類を準備
 成績証明証・卒業証明証を学務係にて取得してください。
- ③手数料を郵便局にて振込み、領収証コピーを申請書裏面に貼付（学務係にあります。）
 (1) 社会調査士（見込み）資格を取得している方 → 資格変更手数料（5,250 円）
 (2) 社会調査士（見込み）資格を取得していない方 → 認定審査手数料（15,750 円）
- ④申請書記載の氏名、ふりがな、学籍番号、郵便番号、住所、電話番号をメール（宛先：nagasaki408@yahoo.co.jp）で送付（社会調査協会に一括申請する際に必要な事務手続きのため）



上記書類を環境科学部学務係に提出してください（3月下旬〆切予定）。

※提出期間などの詳細は追って掲示します。社会調査協会の申請期間は、例年 3 月 20 日～4 月 10 日ですが、環境科学部学務係でまとめて申請いたします。なお、認定証は、社会調査協会にて審査・認定後、各申請者の自宅宛に社会調査協会が郵送いたします。

社会調査協会 URL：http://jasr.or.jp

環境再生医について

環境再生医は一定の専門知識や実務経験を有する環境再生の社会的指導者に授与される民間の資格（NPO 法人「自然環境復元協会」が認定）です。初級、中級、上級の3段階があります。

1. 環境再生医とは

環境再生医とは、“環境”の復元・再生に際して、あたかも町医者のように、環境の現状を診察（調査・診断）し、処方（対策の計画）をたて、治療（施術・施工）をほどこし、さらにはその後のケア（維持管理）を継続的に行う環境分野の専門家です。

本資格は、専門技術を育てるだけの資格ではなく、むしろ自身の専門性に加え、環境に対する理念と展望を持って、環境再生現場における協働の取り組みや合意形成を推進し、さらには環境学習や社会啓発活動にも携わっていける人材の育成を主要な目的としています。

環境再生医の資格は、一定の実務実績をもつ者が NPO 法人自然環境復元協会主催の講習を受け、その際の試験に合格することによって授与されるものです。これとは別に認定校制度があり、本協会の認定した大学、専門学校などの指定された科目の単位を取得した在学生に対して、環境再生医（初級）の資格が卒業時に授与されるものです。環境科学部も認定校になっています。

2. 認定校制度の概要

環境再生医認定校制度の目的は、在学中の意欲ある学生に対し、環境再生医（初級）の資格を卒業前に優先的に授与し、実社会で活動しながら、さらに上位の資格を目指し、目標を持って社会貢献できる人材を、学校と連携して育成しようとするものです。

具体的には、環境再生医初級認定科目に該当するカリキュラムを実施する大学、専門学校を認定校として契約し、資格取得に該当する一定の科目の単位を取得した学生に対し、同校の推薦に基づき、最終学年終了前に、環境再生医（初級）の資格認定を行います。

本学部も認定校として契約しているので、次表に掲げる科目・単位を修得し、所定の手続きを行えば環境再生医（初級）の資格を得ることが出来ます。

3. 環境再生医資格取得までのスケジュール

12月：希望者全員へガイダンスを実施。

1月～2月：希望者の修得科目をチェック。受験・認定希望申請書を希望者全員が記入し、学校側に提出。希望者は認定料 8,000 円を協会に納付。その後、「受験・認定希望申請書」の写し、「認定推薦者名簿・成績一覧」を学校側が協会に送付。

3月：協会が認定証を発行し、学校側の認定校担当者に一括して郵送。学校側より学生さんへ認定証を授与。

環境再生医初級認定講習の対応履修科目一覧

初級認定講習項目	項目概要 (原則的なコンテンツ)	自校対応科目構成	単位数
1. 地球環境の危機 自然環境復元概論	①地球環境の危機と生物多様性 ②生物の分類と生態系 ③自然についての基本理念と思想の変遷 ④国際的取り組みとその経緯等	生態学Ⅰ	2
		生態学Ⅱ	2
		植物自然史	2
2. 自然環境の再生	①自然環境再生の動向 ②山林・農地の自然再生 ③河川・水辺の自然再生 ④都市における自然環境再生等	都市設計学	2
		地域計画論	2
		保全生物学	2
3. 物質資源の循環・再生	①循環型共生社会の構築 ②産業・経済及び社会活動の方向ーエコロジカル・リテラシー、エコマテリアル、ゼロエミッション ③循環型社会と暮らし/海外例等	環境化学	2
		環境マネジメント論	2
		環境経済学Ⅰ	2
4. 環境教育・市民活動	①環境学習活動と生きがいの再構築 ②グリーンツーリズム ③インタープリテーションと環境教育リーダー育成等	環境教育論	2
		生活環境論	2
		地域文化論	2
5. 環境行政と関係法令	①環境基本法と生物多様性国家戦略 ②自然再生推進法と自然関連法 ③循環型社会形成推進基本法とリサイクル関連法令 ④環境教育推進法等	環境法Ⅰ	2
		環境国際関係論	2
		環境政策Ⅰ	2
合計			30
注釈・付記事項	○項目ごとの必要単位 1. 2単位以上 2. 2単位以上 3. 2単位以上 4. 2単位以上 5. 2単位以上 ○必要な修得単位の合計は20単位以上		

環医校0811

環境再生医初級資格認定実施校

認定証

長崎大学 環境学部

学部長 武 政 剛 弘 殿

貴学、環境科学部を環境再生医初級資格
認定実施校として認定いたします。

学識と意欲を兼備し、明日の環境再生に
貢献する人材の育成と輩出に期待いたし
ます。

平成21年1月16日

特定非営利活動法人 自然環境復元協会
理事 杉 山 恵 一



諸資格の取得について

大学生のうちに何か資格を取得しておくことは、一つの能力を身につけ、自分に自信を持つという点で大切なことですし、就職に際しても、関係分野の専門知識があることが証明でき、有利になります。また勤務先によってはその資格に対する手当が支給されることもあります。

以下に、国家資格を中心にいくつかの資格を簡単に紹介しますので、これを参考に、大学生のうちに何か一つでも資格を取得するよう、目標を持って頑張ってください。ここに紹介する以外にもたくさんの資格がありますので、ぜひ自分で最新情報をインターネット等で調べてみてください。またここに紹介した資格の詳細についても自分で調べてみてください。

公害防止管理者【国家資格】

〔資格の概要〕：公害を発生させる施設を持つ「特定工場」で、工場から排出する有毒物質などを規制・監督する。

〔問い合わせ先〕：（社）産業環境管理協会 公害防止管理者試験センター

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-2-1

（三井住友銀行神田駅前ビル）

TEL 03-5209-7713 FAX 03-5209-7718

〔関連ホームページ〕：<http://www.jemai.or.jp>

環境計量士（濃度関係、騒音・振動関係）【国家資格】

〔資格の概要〕：環境汚染物質、騒音・振動などの測定を行う。

〔問い合わせ先〕：経済産業省産業技術環境局計量行政室

TEL 03-3501-1688（直通）FAX 03-3501-7851

臭気判定士【国家資格】

〔資格の概要〕：臭気測定法を用いた臭気指数規制手法に対応。

〔問い合わせ先〕：（社）におい・かおり環境協会

〒101-0031 東京都千代田区東神田 2-6-2

TEL 03-5835-0315 FAX 03-5835-0316

放射線取扱主任者【国家資格】

〔資格の概要〕：放射線発生装置や放射性同位元素を監督する技術者。

〔問い合わせ先〕：（財）原子力安全技術センター 主任者試験グループ

〒112-8604 東京都文京区白山 5-1-3-101

（東京富山会館ビル4階）

TEL 03-3814-7480 FAX 03-3814-4617

〔関連ホームページ〕：<http://www.nustec.or.jp>

ビオトープ管理士【民間資格】

[資格の概要]：ビオトープとは、ドイツ語で「地域の野生動植物が、生息・生育する空間」を意味する。地球環境問題の解決を図るために、効果的な知識・評価能力・技術を修得した者に与えられる資格である。

[問い合わせ先]：(財)日本生態系協会ビオトープ管理士担当

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル

TEL 03-5954-7106 FAX 03-5951-0246

生物分類技能検定【民間検定】

[検定の概要]：生物分類技能評価テスト

認定機関：(財)自然環境研究センター（合格者登録制度あり）

（3，4 級）生物（分類学）への興味とその普及をはかる。

（1，2 級）野生生物調査を職業とする人々の分類技術評価と向上。

※検定 1，2 級登録者は、環境省の一般競争（指名競争）申請時に有資格者認定可。

[問い合わせ先]：(財)自然環境研究センター 生物分類技能検定事務局

<http://www.jwrc.or.jp/>

〒110-8676 東京都台東区下谷 3-10-10

TEL 03-5824-0954 FAX 03-5824-0956

TOEICテスト【民間資格】

[資格の概要]：英語のコミュニケーション能力の信頼度の高い評価テスト

[問い合わせ先]：(財)国際ビジネスコミュニケーション協会 TOEIC 運営委員会東京業務センター

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-2

TEL 03-5521-6033 FAX 03-3581-4783

Ⅲ 学部の組織

各種委員会

環境科学部では、教授会において学部運営を行っています。学部運営をスムーズに行うため、教授会の下に様々な委員会が設置されています。そのうち、学生みなさんに関係する委員会は、教務委員会、学生委員会、就職委員会、ハラスメント防止委員会及び国際交流委員会の5つの委員会です。

1. 教務委員会

教務委員会は、主にみなさんの正課について必要な事項を審議し、環境科学部のカリキュラムのスムーズな運営に携っています。時間割の編成と調整、新入生や編入生を含む進級時のオリエンテーションの実施、コース選択の調査、履修指導、授業やカリキュラムに関するアンケートのとりまとめ、休学者や退学者の審議、正課に必要な教育機器等の整備などがその任務です。正課に関する事柄で何か分からないことや相談事があれば、まず教務委員の先生方に気軽に訊ねてください。

○ 山下樹三裕、小林寛、渡邊貴史、黒田暁、中川啓、岡田二郎、山口典之（○は委員長）

2. 学生委員会

学生委員会は、主にみなさんの正課外活動、大学生生活全般について必要な事項を審議し、みなさんが大学生活を支障がなく送れるように配慮しています。学友会役員との連絡・調整、学部実務委員会への助言と支援、学部サークルへの助言と支援、学生の事故等への対応などがその任務です。正課外活動や大学生生活全般に関する事柄で何か分からないことや悩み事・相談事があれば、まず学生委員の先生方に気軽に訊ねてください。

○ 中西こすえ、戸田清、長江真樹（○は委員長）

3. 就職委員会

就職委員会は、学生の進路指導に関する事項を審議しています。主に3年次生以上の学生が対象となります。就職委員会の具体的な仕事内容に関しては、「進路・就職について」の項を参照してください。

○ 高尾雄二、西久保裕彦、深見聡、杉山和一、馬越孝道（○は委員長）

4. ハラスメント防止委員会

ハラスメント防止委員会では、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどのない、健全な教育・研究環境をつくっていくことに努めています。もし大学生活の中で、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントではないかと思われることを経験したり、見聞きしたりした場合には、ハラスメント防止委員会の先生方に気軽に相談してください。

○ 西久保裕彦、梅津千恵子、平岡教子（○は委員長）

5. 国際交流委員会

国際交流委員会では、教務委員会や学生委員会と連絡を取りながら、留学生に関する事項を審議しています。留学生諸君は何か分からないことや相談事があれば、まず国際交流委員の先生方に気軽に相談してください。

○ 中川啓、梅津千恵子、河本和明（○は委員長）

■人間社会環境学系

人間社会環境学系は、環境政策学、環境経済学、環境法学、環境社会学、環境歴史学、民俗学、文化人類学、文化環境学、環境倫理学、環境哲学等の諸学から成ります。

私たちがその中で生きる環境は、自然に根源的に支えられながら、生命が再生産される生態系という側面と人間の活動によって築き上げられてきた人間社会という二つの側面を有しています。本学部は、この環境の二つの側面に着目し、前者を主として研究対象とする諸学を環境保全設計学系に、後者を主として研究対象とする諸学を人間社会環境学系に編成しています。

環境としての人間社会の具体的姿は、人間の諸活動の直接的痕跡がほとんど見られない原生自然 wilderness に近いものから自然を様々に改変し多くの人工物を有する極めて高度に発達した現代社会に至るまで多様です。人間社会環境学系に含まれる諸学は、このような環境としての人間社会の現状分析、実現すべき持続的社会的あり方とそれへの移行をめぐる諸問題、環境としての人間社会の歴史的変遷等について、主として人文学的・社会科学的方法を用いて考察します。

氏 名	専門分野	平成 25 年度の 主な担当科目	主な研究内容
梅津千恵子	環境資源経済学	環境政策Ⅰ	発展途上国の農業生産と資源利用にまつわる環境問題の解決策について地域のレジリエンスという視点から研究しています。
佐久間正	日本思想史	環境思想史	自然をどのように捉えてきたのか、自然と人間の関係をどのように理解してきたのか等、自然と人間の相関的認識の歴史、環境思想史について研究しています。
菅原 潤	哲学・倫理学	環境哲学Ⅰ	風景を軸として人間と自然、東洋と西洋の関わり方を哲学的、思想史的に考察します。
谷村賢治	生活環境学	生活環境論	生活者の目で消費・廃棄、福祉、労働環境の現状並びに歴史への接近を試みている。
戸田 清	環境社会学	環境社会学Ⅰ	環境問題と南北問題の関連、脱原発その他の市民運動、〈環境正義〉等を研究。
西久保裕彦	環境法・ 環境政策	環境法Ⅰ	環境問題の解決に向けて、環境省等での勤務経験を生かしつつ、理論と実務が融合する形での解決策を考えます。
早瀬隆司	環境政策	環境政策Ⅰ	多様な利害が交錯し、しかも不確実さが大きくなりつつある環境問題と如何につきあっていくかを考えます。
葉柳和則	文化社会学・ テキスト理論	メディア環境論	「人間的」環境とは広義のメディアによる表象作用の「効果」であるという立場から研究しています。
福島邦夫	民俗学	環境民俗学	かつて自然と一体化して営まれてきた日本人の生活がどうあったか、そして今後どうあるべきかを考察します。また、生活文化の総合されたものとして、民俗宗教を考察しています。
吉田謙太郎	環境経済学	環境経済学Ⅰ	環境政策の経済評価などを研究しています。森林、水、生物多様性、農業と食品安全性、都市環境、エコツーリズムなど国内外の諸問題が対象です。
吉田雅章	環境倫理思想	環境倫理学	人と自然との関わり方としての文化という観点からの人間と環境をめぐる基礎的研究。
連 清吉	中国思想史	中国文化論	儒家の人間共生と道家の自然共存の総合から生まれた中国文化の特質「寛容」について研究しています。

池田幸恵	国語学	言語環境論	語彙や文字、文体を中心とした日本語の歴史や、現代の敬語、方言など、日本語の諸問題を研究しています。
小林 寛	環境法	環境法Ⅱ	環境汚染を防止し削減するための法制度の在り方について研究しています。
才津祐美子	民俗学・文化人類学	地域文化論	文化環境の継承と活用の現在的な在り方を、文化遺産保全の事例をもとに研究しています。
中村 修	環境経済学	環境マネジメント論	生ごみやし尿の循環利用、地域の循環経済のありかたなどを福岡県大木町、築上町、熊本県山鹿市などの現場で展開しています。また、長崎県庁とともに独自のEMS(環境マネジメントシステム)の運用を行っています。
深見 聡	観光地理学・環境教育論	環境科学特別講義B～D	環境教育研究マネジメントセンター(学部内施設)に業務専任として携わっています。エコツーリズムやジオツーリズムと地域の変容や、環境・地理教育と地域づくりの関わりについて研究しています。
保坂 稔	環境社会学	社会調査論Ⅰ	社会学や社会心理学の観点から、環境保護意識の計量的な分析や、緑の党の事例研究をしています。
正本 忍	フランス史	環境史	自然との共存を危うくしている人間、その人間の歴史と現在について研究しています。
増田 研	社会人類学	環境人類学	フィールドワークによるアフリカ(エチオピア)の地域研究を通じて、文化・政治・経済・自然の複雑さを解きほぐす作業をしています。
松田雅子	英文学・英語教育	言語コミュニケーション	現代イギリス・カナダ小説、環境文学の研究と環境科学のための英語教育研究をしています。
和達容子	EU政治論・環境政治学	環境国際関係論	国境を越えて生じる問題を如何に解決するか。政治学的視点から、国際社会の取り組みと課題を見る。
渡邊貴史	地域計画学・緑地環境計画学	地域計画論	都市や農村部に存在する緑地やランドスケープの保全・再生に関わる研究を行っています。

■環境保全設計学系

環境保全設計学系における教育・研究の内容は、人間を取り巻く自然環境そのものの理解、及び、人間活動に起因する自然環境への様々な影響の認識と対応です。

このため、当学系では、以下の4つの分野を教育・研究の重要な柱と位置づけます。人間活動や自然変動によって変化する地球表層の状態を研究する「地球表層圏ダイナミクス分野」、人間活動に起因する自然環境の変化が生態系におよぼす影響を調査・解析する「生物多様性保全分野」、人間活動により放出される種々の化学物質などが、人間も含めた生物に与える影響を解析する「化学物質生体影響評価分野」、そして、悪化した自然環境の復元と、環境負荷の少ないこれからの環境技術を創造する「循環型社会創成技術分野」です。

環境保全設計学系では、これらの観察、調査、解析、予測、対応に相当する一連の分野の教育を行い、環境問題への現場対応能力を有する学生を社会に送り出すこと、及び、当学系における研究の進展を通して、人間と自然との共生及び循環型社会の実現に資することを理念とします。

氏 名	専門分野	平成 25 年度の 主な担当科目	主な研究内容
井口恵一郎	保全生態学	生態学Ⅱ	魚類を含む水圏生態系を主たる対象として、生物多様性の保全に資する研究
上江田一雄	構造生物化学	環境化学	環境関連物質と生体物質との分子レベルでの相互作用、機能性分子の構造機能相関
北村美江	植物生理学	植物機能学	植物特有の機能を用いた環境修復と環境負荷を減らす有用物質の生産、及び環境ストレスに対する植物の応答の解明
田井村明博	適応生理学	適応生理学	暑熱・寒冷などの環境ストレスによるヒトの生体反応（特に体温調節機能）解析と温度適応に関する研究
高尾雄二	環境分析化学	分析化学	環境中の有害有機化合物類の分析手法の開発と環境動態解明
中川 啓	地下水工学	衛生工学	地下環境中における環境負荷物質の動態解析、地下水・土壤汚染の修復に関する研究
中西こすえ	植物生態学	生態学Ⅰ	蘚苔類植生を対象とした地域のフロラ及び植生多様性、群落の種多様性の研究
平岡教子	高分子材料学	環境材料学	水系ポリウレタンに関する研究、導電性ポリウレタンの開発
宮西隆幸	分子生理学	分子生理学	細胞外環境情報に対する動物細胞組織の分子生命応答
武藤鉄司	地質学	地圏水圏環境学	系外フォーシングに対する河川系及びデルタ系の応答と地層・地形形成ダイナミクス
山下樹三裕	薬理学	環境毒性学	内分泌攪乱物質の生体影響評価及びストレス応答など中枢神経機能への薬理学的アプローチ

朝倉 宏	廃棄物資源工学・衛生工学	環境制御工学	廃棄物埋立地の早期安定化技術・環境汚染防止技術開発、資源物の回収技術開発に関する研究
飯間雅文	藻類学	植物自然史	緑藻アオサ目植物の種分化・環境指標に関する研究、絶滅危惧淡水紅藻の保全に関する研究
馬越孝道	地震・火山学	地震・火山学	地震発生の仕組み、地震活動の地域性、火山噴火、地震、火山災害と防災についての研究
岡田二郎	動物生理学	環境生理学	無脊椎動物における物理化学環境の受容と適応的行動発現の神経機構、無脊椎動物の各種行動に対する環境化学物質の影響
河本和明	大気物理学	大気環境学	雲や雨やエアロソルといった大気粒子の特性や相互作用の衛星観測からの解明
杉山和一	都市計画	都市設計学	市街地における居住環境の分析、都市交通に関する代替案の作成と分析・評価、都市における景観と音景観の分析・評価
高辻俊宏	放射線生物物理学	環境放射能論	放射線の生物作用の物理的な枠組みによる検討、原爆や原子炉事故あるいは天然に起因する環境中の放射線や放射性物質の動態の解明
富塚 明	環境物理学	環境シミュレーション	自然界の複雑な現象や地球環境を理解するための計算機シミュレーションを用いたアプローチ
長江真樹	魚類生殖生理学	環境内分泌学	生物応答を利用した化学物質の生理活性（内分泌活性）及び毒性に関する評価法の開発ならびにそれらを利用したフィールド調査の実施
仲山英樹	環境生物工学	基礎化学B	環境汚染化学物質の再資源化に資する微生物や植物の生物機能を活用したメタルバイオ技術とバイオリファイナリーに関する基盤研究
西山雅也	土壌圏科学	生物無機化学	土壌圏における微生物及び生物化学反応の解析と制御・利用
山口典之	動物生態学	生態学Ⅱ	衛星追跡データを利用した渡り行動研究、島嶼個体群を対象にした進化生態学研究

IV 規則等

長崎大学学則

平成16年4月1日

学則第1号

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 修業年限, 在学期間, 学年, 学期及び休業日(第4条―第9条)
- 第3章 入学, 編入学, 転入学, 転学部, 休学, 復学, 留学, 退学, 転学, 再入学及び除籍(第10条―第28条)
- 第4章 教育課程の編成, 授業科目の区分等, 単位, 履修方法, 考查及び単位の授与(第29条―第44条)
- 第5章 卒業及び学位並びに教員の免許状授与の所要資格の取得(第45条―第48条)
- 第6章 賞罰(第49条・第50条)
- 第7章 検定料, 入学科, 授業料及び寄宿料(第51条―第60条)
- 第8章 科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生, 特別の課程及び外国人留学生(第61条―第65条)
- 第9章 雑則(第66条・第67条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 長崎大学(以下「**本学**」という。)は, 国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第3条に規定する理念に基づき, 実践教育を重視した最高水準の教育を提供し, 幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え, 課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し, もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。

2 本学の学部の修業年限, 教育課程, 教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については, この学則の定めるところによる。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 各学部は, 学部, 学科又は課程ごとに, 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規程に定め, 公表するものとする。

(学部, 学科, 課程及び収容定員)

第2条 本学の学部, 次(の)学科及び課程を置く。

学部	学科及び課程
教育学部	学校教育教員養成課程
経済学部	総合経済学科
医学部	医学科, 保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科, 薬科学科
工学部	工学科
環境科学部	環境科学科
水産学部	水産学科

2 経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

3 収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座等)

第3条 前条第1項に掲げる学部又は学科に、講座、学科目等を置く。

2 前項の講座、学科目等は、別に定める。

第2章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第4条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあつては、6年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第5条 大学の学生以外の者が第61条に規定する科目等履修生として一定の単位(第11条に規定する入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した後に本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して所属学部教授会が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第6条 本学における在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

開学記念日 5月31日

春季休業 3月21日から4月7日まで

夏季休業 8月11日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することができる。

3 学長は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、編入学、転入学、転学部等、休学、復学、留学、退学、転学、再入学及び除籍

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準する者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続)

第12条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(選抜試験)

第13条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則(平成16年規則第16号)の定めるところにより、選抜試験を行う。

(合格者の決定)

第14条 前条の選抜試験による合格者の決定は、各学部教授会の議を経て、学長が行う。

(編入学定員を有する学部への編入学)

第15条 経済学部、医学部保健学科又は環境科学部の第3年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、当該学部が別に定める出願資格を有する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満た

すものに限る。)を修了した者(第11条に規定する入学資格を有する者に限る。)

2 医学部医学科の第2年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者(欠員のある場合の編入学及び転入学)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者については、欠員のある場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

- (1) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志望するもの
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で、編入学を志望するもの
- (3) 教育学部若しくは学芸学部の2年課程を修了した者又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、若しくはこれらの学校を卒業した者で、編入学を志望するもの
- (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者で、編入学を志望するもの
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者で、編入学を志望するもの
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、編入学を志望するもの
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第11条に規定する入学資格を有する者に限る。)で、編入学を志望するもの
- (8) 他の大学に在学する者又は卒業し、若しくは退学した者で、転入学を志望するもの
- (9) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で、転入学を志望するもの(第11条に規定する入学資格を有する者に限る。)

2 前項各号に掲げるもののほか、医学又は歯学の進学課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者の編入学については、医学部又は歯学部が別に定める。

(編入学又は転入学を許可された者の修業年限等)

第17条 前2条の規定により入学を許可された者の入学する前に履修した授業科目について修得した単位及び入学する前に行った第37条第1項に規定する学修の取扱い並びに在学すべき年数については、所属学部教授会が定める。

2 前項の規定により在学すべき年数を定められた者の在学期間は、第6条の規定にかかわらず、在学すべき年数の2倍を超えることができない。

3 第1項の規定により在学すべき年数を定められた者の休学期間は、第22条第2項の規定にかかわらず、在学すべき年数に相当する年数を超えることができない。

(入学手続)

第18条 選抜試験又は選考の結果に基づき、入学の合格通知を受けた者は、所定の期日までに次の手続をしなければならない。

(1) 入学料を納付すること。

(2) 誓約書及び保証書を提出すること。ただし、第64条に規定する外国人留学生については、誓約書のみの提出とする。

2 保証書の保証人は、原則として父母又はこれに準ずる者とし、学生と連帯して責任を負うものとする。保証人又は保証人の住所に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

(入学許可)

第19条 学長は、前条の入学手続(第53条の規定により、入学料の免除又は徴収猶予の申請を行った者は、前条第1号の手続を除く。)を完了した者に入学を許可する。

2 学長は、入学を許可した者に対して、入学時に学生証を交付する。

(転学部等)

第20条 学生から転学部の願い出があったときは、関係学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 前項の規定により転学部を許可された者の修業年限等に関しては、第17条の規定を準用する。

3 前2項の規定は、学科及び課程を変更する場合について準用する。この場合において、第1項中「関係学部教授会」とあるのは「所属学部教授会」と読み替えるものとする。

(休学)

第21条 学生が疾病その他の理由により、引き続き2か月以上修学を中止しようとするときは、所属学部長を経て、学長に休学を願い出て、許可を受けなければならない。

(休学期間)

第22条 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

2 休学期間は、通算して4年(医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科にあっては6年)を超えることができない。

3 休学期間は、第6条及び第45条の期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由がなくなったときは、所属学部長を経て、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 学生が外国の大学又は短期大学で学修することが、教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ、当該外国の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該外国の大学又は短期大

学に留学することを認めることがある。

2 留学の期間は、第6条及び第45条の期間に算入する。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、所属学部長を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第26条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部長を経て、学長に願い出て、受験の許可を受けなければならない。

(再入学)

第27条 第25条による退学者が、退学後2年以内に退学前に所属していた学部の学科又は課程に再入学を願い出た場合は、当該学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者については、本学退学時までの在学期間、休学期間、留学期間及び停学期間は入学後の当該期間に通算するものとし、既に履修した授業科目について修得した単位の取扱いについては当該学部教授会が定めるものとする。

(除籍)

第28条 学生が次の各号の一に該当するときは、所属学部教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 正当の理由なくして欠席が長期にわたるとき。
- (2) 成業の見込みがないと認めたとき。
- (3) 在学期間が修業年限の2倍を超えたとき又は休学期間が第22条第2項の期間を超えたとき。
- (4) 休学期間が満了しても復学の願い出をしないとき。
- (5) 授業料を納めないとき。
- (6) 第53条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、次に掲げるものが納めるべき入学料を所定の期日までに納めないとき。
 - ア 免除又は徴収猶予が許可されなかったもの
 - イ 入学料の一部の免除が許可されたもの
 - ウ 徴収猶予が許可されたもの

第4章 教育課程の編成、授業科目の区分等、単位、履修方法、考査及び単位の授与

(教育課程の編成)

第29条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため、大学教育における基本的教養を会得させ併せて専門の幅広い基盤を理解させることを目的とした教養教育に関する授業科目(以下「教養教育科目」という。)及び学部等の専攻に係る専門教育に関する授業科目(以下「専門教育科目」という。)を有機的に組み合わせて、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目の区分)

第30条 教養教育科目の区分は、次のとおりとする。ただし、夜間主コースにあっては健康・スポーツ科学科目を除くものとする。

- 教養ゼミナール科目
- 情報科学科目
- 健康・スポーツ科学科目

外国語科目

全学モジュールⅠ科目

全学モジュールⅡ科目

学部モジュール科目

自由選択科目

2 専門教育科目の区分は、各学部の履修に関する規程(以下「学部規程」という。)の定めるところによる。

3 第64条に規定する外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けた者(以下この章において「外国人留学生等」という。)の教育について必要があると認めるときは、第1項に規定する科目のほか、留学生用科目を開設する。

4 各授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

(授業科目の開設)

第31条 教養教育科目は、本学のすべての教員の参画により開設するものとする。

2 専門教育科目は、各学部の教員により開設するものとする。

(授業の方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(1単位当たりの授業時間)

第33条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じた1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

(1) 講義については15時間

(2) 演習については30時間

(3) 実験、実習及び実技については45時間

2 前項の基準とおりできない事情があるとき又は教育効果を考慮して必要があるときは、前項第1号の講義及び前項第2号の演習については15時間から30時間の範囲で、前項第3号の実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で、学部規程又は長崎大学教養教育履修規程(平成24年規程第2号。以下「教養教育履修規程」という。)において定めることができる。ただし、講義、演習、実験、実習又は実技の併用により行う授業及び芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部規程又は教養教育履修規程の定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第34条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、15週より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第34条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条の3 各学部は、当該学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他学部における授業科目の履修等)

第35条 学生が他学部の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、当該授業科目を履修させることができる。

2 学生は、他学部の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する学部長の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位の取扱いは、学部規程の定めるところによる。

(本学大学院における授業科目の履修等)

第35条の2 学生が本学大学院に進学を希望し、当該大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、当該授業科目を履修させることができる。

2 学生は、本学大学院の開設する授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て、当該授業科目を開設する研究科長の承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、所属学部の卒業の要件として学部規程で定める学生が修得すべき単位数(以下「卒業要件単位」という。)に含めることはできない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると各学部において認めるときは、あらかじめ当該他の大学又は短期大学と協議の上、学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認め、その履修した授業科目について修得した単位は60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、第24条の規定により留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 学生が本学に入學する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益

であると認めるときは、その単位を入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修について、教育上有益であると認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第39条 学生が職業を有している等の事情により、第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、長崎大学長期履修規程(平成18年規程第47号)の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(外国人留学生等に係る留学生用科目の単位の取扱い)

第40条 外国人留学生等が留学生用科目について修得した単位は、教養教育履修規程の定めるところにより、教養教育科目として修得すべき単位に代えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第41条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件単位について、学生が1学年又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を学部規程で定めることができる。

2 前項の場合において、学部規程の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(考查及び単位の授与)

第42条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考查を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考查は、試験、論文、報告書その他の方法により行うものとする。

第43条 考查及び単位の認定は、学部規程又は教養教育履修規程の定めるところによる。

(履修方法等)

第44条 この章に定めるもののほか、教育課程の編成、授業科目の名称、単位数、履修方法、履修科目の登録の上限、考查及び単位の授与等については、学部規程及び教養教育履修規程の定めるところによる。

第5章 卒業及び学位並びに教員の免許状授与の所要資格の取得

(卒業及び学位の授与)

第45条 第4条に規定する期間(第15条及び第16条の規定により入学を許可された者については、第17条第1項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。ただし、各学部において必要と認めるときは、在学期間及び卒業要件単位に加え、卒業の要件を課すことができる。

2 卒業要件単位のうち、第32条第2項の授業の方法により修得できる単位数は、別に定めのある場合を除き60単位を超えないものとする。

第46条 学部(医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く。この条において同じ。)に3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業要件単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第4条の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

2 前項に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 学修の成果に係る評価の基準その他の前項に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表している学部の学生であること。
- (2) 第41条に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用している学部の学生であること。
- (3) 学生が卒業要件単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。
- (4) 学生が前項に規定する卒業を希望していること。

第47条 学位の授与等については、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号)の定めるところによる。
(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第48条 本学の学部の学科等において、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第6章 賞罰

(賞罰)

第49条 学生として表彰に値する行為があった場合は、学長は、所属学部長等の推薦により表彰することができる。

第50条 学生が本学の規則に背き大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があったときは、長崎大学教育研究評議会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 停学は、確定期限を付す有期の停学及び確定期限を付さない無期の停学とする。

4 停学の期間が1か月以上にわたるときは、その期間は、第6条の期間に算入し、第45条及び第46条の卒業の要件として在学すべき期間に算入しない。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第51条 入学、転入学、編入学及び再入学を志願する者は、検定料を納めなければならない。

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第52条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、この学則に定めるもののほか、長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程(平成16年規程第92号。以下「徴収規程」という。)の定めるところによる。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第53条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の願い出により、入学料の全部又は一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予については、長崎大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程(平成16年規程第93号。以下「免除規程」という。)の定めるところによる。

(授業料の納期)

第54条 授業料は、前期分及び後期分の2回に分け、それぞれ年額の2分の1に相当する額を次に定める期間に納めなければならない。

前期分 4月1日から4月30日まで

後期分 10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期分に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期分に係る授業料を併せて納めることができる。

3 入学年度の前期分又は前期分及び後期分に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納めることができる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第55条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、願い出によりその事情を審査し、授業料の全部又は一部を免除し、又は徴収猶予することがある。

2 前項の授業料の免除及び徴収猶予については、この学則に定めるもののほか、免除規程の定めるところによる。

第56条 前条に規定する授業料の徴収猶予の期限は、前期分は9月15日限りとし、後期分は3月15日限りとする。

第57条 第54条に規定する授業料の納期中に休学を許可された者については、休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、月の初日から休学期間が開始する場合については休学当月の分、第8条第2項及び第9条第2項の規定により後期の開始日が10月1日前となる場合で当該後期の開始日に復学するときについては復学当月の分についても免除する。

第58条 退学する者、転学する者、停学を命ぜられた者又は除籍される者については、その期分の授業料を徴収する。ただし、免除規程の規定に該当する場合は、この限りでない。

(寄宿料)

第59条 寄宿料の額及び徴収方法等については、徴収規程の定めるところによる。

2 学生に特別の事情がある場合は、寄宿料を免除することがある。

3 寄宿料の免除については、免除規程の定めるところによる。

(料金の返還)

第60条 既納の料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該料金の相当額(第2号の場合にあっては第1号に規定する第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額を、第4号の場合にあっては後期分の授業料相当額)を返還するものとする。

(1) 選抜試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査等による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行い、最終合格者を決定する場合に、第1段階目の選抜の不合格者が、所定の期日までに第2段階目の選抜に係る検定料の返還を申し出たとき。

(2) 個別学力検査の前期日程又は後期日程(以下「前期又は後期試験」という。)の出願受付後に各学部等が課す大学入試センター試験の教科・科目を受験していないことにより受験資格がないことが判明した者が、所定の期日までに前期又は後期試験に係る検定料の返還を申し出たとき。

(3) 第54条第3項の規定により入学を許可されるときに授業料を納めた者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し、授業料の返還を申し出たとき。

- (4) 第54条第2項又は第3項の規定により前期分の授業料を納入する際に後期分の授業料を併せて納入した者が、後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。

第8章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別の課程及び外国人留学生

(科目等履修生)

第61条 各学部の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうち又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第62条 本学において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第63条 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に係る検定料及び入学金は、徴収しない。

3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。

4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学若しくは短期大学の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学若しくは短期大学の学生であるときは、授業料を徴収しない。

5 既納の授業料は、返還しない。

6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別の課程)

第63条の2 学長は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第64条 外国人留学生として本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

(規程)

第65条 第61条から前条までに関する細部についての規則は、別に定める。

第9章 雑則

(寄宿舎)

第66条 本学に、寄宿舎を置く。

2 寄宿舎に関する規則は、別に定める。

(保健)

第66条の2 学生は、毎学年本学が行う健康診断を受けなければならない。

2 所属学部長は、学生の健康を管理し、必要に応じて治療を命じ、又は登学を停止することができる。

(補則)

第67条 この学則の施行に必要な事項は学長が定め、各学部に必要な規程については、学長の承認を得て、各学部長が定めるものとする。

附 則(平成24年1月27日学則第1号)

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日現在在本学に在学している者(以下「在学者」という。)及び平成24年4月1日以降において、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表第1

学部	学科・課程	定員	入学定員	第3年次(医学部 医学科にあって は第2年次)編入 学定員	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程		240		960
	計		240		960
経済学部	総合経済学科	昼間コース	355		1,420
		夜間主コース	60		240
				15	30
	計		415	15	1,690
医学部	医学科		116	5	721
	保健学科		106	14	452
	計		222	19	1,173
歯学部	歯学科		50		300
	計		50		300
薬学部	薬学科		40		240
	薬科学科		40		160
	計		80		400
工学部	工学科		380		1,520
	計		380		1,520
環境科学部	環境科学科		140	10	580
	計		140	10	580
水産学部	水産学科		110		440
	計		110		440
合計			1,637	44	7,063

別表第2

学部	学科等	教員の免許状の種類(免許教科・領域)	
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		小学校教諭二種免許状	
		中学校教諭一種免許状 中学校教諭二種免許状	(国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技 術, 家庭, 英語)
		高等学校教諭一種免許状	(国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 書道, 保健体育, 家庭, 情 報, 工業, 英語)
		特別支援学校教諭一種免 許状	(知的障害者, 肢体不自由 者, 病弱者)
経済学部	総合経済学科	高等学校教諭一種免許状	(商業)
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	(数学, 理科, 工業)
水産学部	水産学科	高等学校教諭一種免許状	(理科, 水産)

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)に定めるもののほか、環境科学部(以下「本学部」という。)の教育に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育目的)

第2条 本学部は、大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、環境に関する専門的な知識、技能及び技術を系統的に修得させ、人間と環境との調和に関わる問題を総合的に解決できる人材を育成することを目的とする。

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、教養教育に関する授業科目(以下「教養教育科目」という。)を第1年次から第3年次までに、専門教育に関する授業科目(以下「専門教育科目」という。)を第1年次から第4年次までに開設して編成する。

(履修コース)

第4条 環境科学部に、次に掲げる履修コースを設ける。

- (1) 環境政策コース
- (2) 環境保全設計コース

(履修コースの選択等)

第5条 学生の履修コースは、第1年次終了時まで決定する。

2 履修コースの選択、決定方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(最低修得単位数)

第6条 卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数は、別表第1のとおりとする。

(教養教育科目の履修方法等)

第7条 教養教育科目の区分、名称、単位数、履修方法等については、長崎大学教養教育履修規程(平成24年規程第2号)の定めるところによる。

(専門教育科目の区分、名称等)

第8条 専門教育科目の区分及び内容は、各履修コースごとに次に掲げるとおりとする。

- (1) 共通科目 両履修コースに共通する専門教育の基礎となる授業科目
- (2) コース基礎科目 各履修コースにおける専門教育の基礎となる授業科目
- (3) コース専門科目 各履修コースにおける専門分野に関する授業科目
- (4) 融合科目 他の履修コースのコース基礎科目及びコース専門科目の授業科目で、環境科学に関する総合的視野の拡充を図る授業科目
- (5) 自由選択科目 社会調査士資格取得のための授業科目

2 前項第5号に規定する自由選択科目の授業科目の単位数は、最低修得単位数に算入しないものとする。

第9条 専門教育科目の名称、単位数及び標準履修年次は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教授会が必要と認めたときは、臨時に授業科目を開設することがある。

(1単位当たりの授業時間)

第10条 専門教育科目の1単位当たりの授業時間は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については15時間
- (2) 演習については30時間
- (3) 実験及び実習については45時間

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業科目の1単位当たりの授業時間は、学則第33条第2項の規定に基づき、教育効果を考慮して15時間とする。

- (1) 環境情報処理
- (2) 野外生物調査

(履修科目の登録)

第11条 学生は、履修しようとする専門教育科目について、所定の期日までに登録しなければならない。

(履修科目登録単位数の上限)

第12条 学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、1学年当たり、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて44単位までとする。

(履修科目登録単位数の上限の特例)

第13条 学生が、在学する当該1学年に40単位以上の履修科目を登録しそのすべての履修科目の単位を修得している場合で、第16条に規定する成績優秀者として認定された者については、次年度において、前条に規定する単位数の上限を超えて、当該年次を標準履修年次とする授業科目を履修することができる。

2 前項の規定の適用を受けた学生のうち、次年度において、履修を登録しようとする授業科目が教育上適切であると学部長が認めた場合には、当該年次を標準履修年次とする授業科目に加え、当該年次の1学年上を標準履修年次とする授業科目を履修することができる。

(考査及び単位の認定)

第14条 専門教育科目の単位の認定は、考査の結果に基づき行う。

2 前項の考査(卒業研究を除く。)は、試験、論文、レポートその他の方法により、原則として学期末に行う。

3 卒業研究の考査は、第4年次後期末に行う。

4 専門教育科目について、授業を行った時数の3分の1を超えて欠席した者に対しては、当該授業科目の受験資格を認めない。ただし、欠席の理由が忌引、病気その他やむを得ないものである場合は、届出により欠席時数を考慮することがある。

(成績評価)

第15条 専門教育科目の考査の成績評価は、AA(90点以上)、A(80点以上90点未満)、B(70点以上80点未満)、C(60点以上70点未満)及びD(60点未満)の評語をもって表し、AA、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(成績優秀者の認定)

第16条 学生が、各学年末において、在学中に登録した履修科目のすべての単位を修得し、かつ、次の計算方式によるグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)が4.0以上である場合には、成績優秀者として認定する。

$$GPA = (((100 \text{点満点で評価したときの得点} - 50) / 10) \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和} / \text{履修を登録した授業科目の総単位数}$$

(他学部等における授業科目の履修等による専門教育科目の単位の認定等)

第17条 学則第35条、第36条第1項及び第38条第1項の規定に基づく他学部における授業科目の履修及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修並びに入学前の大学又は短期大学における既修得単位の認定により、本学部において修得したものとみなした単位のうち、専門教育科目の最低修得単位数として認定できる単位数は、他学部における授業科目の履修及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修(以下「他学部等における授業科目の履修」という。)により修得した単位にあっては4単位以内、入学前の大学又は短期大学における既修得単位にあっては10単位以内とする。

2 学則第36条第2項の規定に基づく外国の大学又は短期大学(学則第24条の規定により留学する場合に限る。)における授業科目の履修により、本学部において修得したものとみなした単位のうち、専門教育科目の最低修得単位数として認定できる単位数は、前項に規定する他学部等における授業科目の履修により認定できる単位と合わせて、20単位以内とする。

3 第1項の規定により認定できる専門教育科目の単位にあってはコース専門科目及び融合科目の単位とし、前項の規定により認定できる専門教育科目の単位は共通科目、コース基礎科目、コース専門科目及び融合科目の単位とする。

4 前3項に規定する他学部等における授業科目の履修等に係る学生の履修手続、その単位の認定手続等に関し必要な事項は、別に定める。

(追試験)

第18条 怠り、病気その他やむを得ない理由により専門教育科目の考查を受けることができなかった者に対しては、当該授業科目について追試験を行う。

2 追試験を受けようとする場合は、所定の期日までに、考查を受けることができなかった事実を証明する書類を添えて追試験願を提出し、学部長の許可を受けなければならない。

(再試験)

第19条 不合格の専門教育科目がある者に対しては、当該授業科目について再試験を行うことがある。

2 再試験の成績評価は、C又はDとする。

(不正行為等)

第20条 考查において不正行為を行った者に対しては、学則第50条に定める懲戒のほか、当該授業科目又はその学期の全授業科目の単位を与えない等の措置をとることがある。

(再履修)

第21条 履修した専門教育科目のうち、不合格となった授業科目については、当該授業科目を再履修しなければ単位の認定を受けることができない。

(卒業研究)

第22条 学生は、第4年次において卒業研究を履修しなければならない。

2 卒業研究を履修する者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 教養教育科目の最低修得単位数以上を修得していること。ただし、標準履修年次が第3年次である英語の1単位を除く。

(2) 環境政策コースの学生にあっては、別表第2に定める授業科目のうち、次に掲げる授業科目を修得していること。

ア 共通科目 10単位以上

イ コース基礎科目 10単位以上。ただし、環境政策基礎演習A、環境政策基礎演習B、環境政策演習A及び環境政策演習Bの単位を含むものとする。

ウ コース専門科目及び融合科目 40単位以上。ただし、融合科目は8単位以内とする。

- (3) 環境保全設計コースの学生にあっては、別表第2に定める授業科目のうち、次に掲げる授業科目を修得していること。

ア 共通科目 10単位以上

イ コース基礎科目 20単位以上。ただし、環境保全設計基礎実験A、環境保全設計基礎実験B、環境保全設計演習A及び環境保全設計演習Bの4科目の単位並びに環境保全設計実験A、環境保全設計実験B、環境保全設計実験C及び環境保全設計実験Dのうち2科目の単位をそれぞれ含むものとする。

ウ コース専門科目及び融合科目 30単位以上。ただし、融合科目は8単位以内とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第13条第2項の規定の適用を受けた学生については、第3年次において卒業研究を履修することができる。
- 4 学則第24条の規定により外国の大学又は短期大学に留学を認められた学生については、第2項第2号イ及び第3号イの規定を適用しない。

(卒業の認定)

第23条 本学部に4年以上在学し、別表第1に定める最低修得単位数以上を修得した者に対しては、卒業を認定する。

2 本学部に3年以上在学した者が、次の各号に掲げるすべての要件に該当した場合には、前項の規定にかかわらず、その卒業(以下「早期卒業」という。)を認定する。

- (1) 第2年次末までに第22条第2項第1号に規定する要件を満たし、かつ、第2年次末において第16条に規定する成績優秀者として認定されていること。
- (2) 第3年次末までに専門教育科目の最低修得単位数を修得し、かつ、第3年次末において第16条に規定する成績優秀者として認定されていること。
- (3) 学生が、早期卒業を希望していること。

3 前項に定めるもののほか、早期卒業の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第24条 編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(長期履修)

第25条 学則第39条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在本学部に在学している者並びに平成24年度及び25年度において第3年次に編入学する者については、改正後の長崎大学環境科学部規程の規定に関わらず、なお従前の例による。

別表第1

教養教育科目及び専門教育科目の最低修得単位数

区分		授業科目の区分		最低修得 単位数	備 考	
教養教育科目	必須科目	教養ゼミナール科目		2	(1) 学部モジュール科目の基礎数学A及び基礎数学Bの両科目を履修し、単位を修得した場合は、最低修得単位数に算入することができる単位数は、2単位とする。基礎物理学A及び基礎物理学B、基礎化学A及び基礎化学B並びに基礎生物学A及び基礎生物学Bについても、同様とする。	
		情報科学科目		2		
		健康・スポーツ科学		2		
		外国語科目	英語	7		
			初習外国語	4		
	小 計		17			
	モジュール科目	全学モジュールⅠ科目		6	(2) 学部モジュール科目の最低修得単位数に算入される授業科目の修得単位数が12単位を超えた場合は、その超えた単位数は、専門教育科目の共通科目の最低修得単位数に算入することができる。	
		全学モジュールⅡ科目		6		
		学部モジュール科目		12		
		小 計		24		
	自由選択科目	自由選択科目		2		
小 計		2				
計			43			
専門教育科目	環境政策コース	共通科目		12	融合科目は、他のコースのコース基礎科目とコース専門科目のうちから選択しなければならない。	
		コース基礎科目		14		
		コース専門科目		42		
		融合科目		8		
		卒業研究		6		
		計		82		
	環境保全設計コース	共通科目		12		
		コース基礎科目		24		
		コース専門科目		28		
		融合科目		8		
		卒業研究		10		
		計		82		
	合 計			125		

別表第2

専門教育科目の区分、名称、単位数及び標準履修年次

1 環境政策コース

授 業 科 目	単位数		標準 履修 年次	授 業 科 目	単位数		標準 履修 年次
	必修	選択			必修	選択	
共 通 科 目				コース専門科目			
環境科学概論A		2	1	社会調査論Ⅱ		2	2
環境科学概論B		2	1	環境政策Ⅱ		2	3
環境科学概論C		2	1	環境アセスメント論		2	3
環境情報処理		2	1	地域計画論		2	3
フィールドワーク入門		2	1	民法Ⅱ		2	3
言語コミュニケーションⅠ	1		3	環境紛争処理法		2	3
言語コミュニケーションⅡ	1		3	自治体環境行政法		2	3
コース基礎科目				環境経済学Ⅱ		2	3
環境政策Ⅰ	2		2	生活環境論		2	3
環境国際関係論	2		2	環境教育論		2	3
社会調査論Ⅰ	2		2	環境史		2	3
環境哲学Ⅰ	2		2	環境民俗学		2	3
文化環境論	2		2	地域文化論		2	3
環境政策基礎演習A	1		2	文化構造論		2	3
環境政策基礎演習B	1		2	都市文化論		2	3
環境政策演習A	1		3	廃棄物経済学		2	3
環境政策演習B	1		3	地域技術論		2	1～4
コース専門科目				地域環境研究（中国語圏）		2	3
環境法Ⅱ		2	2	地域環境研究（フランス語圏）		2	3
民法Ⅰ		2	2	地域環境研究（ドイツ語圏）		2	3
行政法		2	2	環境科学特別講義A		1	1～4
環境マネジメント論		2	2	環境科学特別講義B		1	1～4
環境社会学Ⅱ		2	2	環境科学特別講義C		1	1～4
環境哲学Ⅱ		2	2	環境科学特別講義D		1	1～4
環境思想史		2	2	インターンシップ		1	2・3
メディア環境論		2	2	自由選択科目			
言語環境論		2	2	社会調査演習A		1	3・4
異文化交流論		2	2	社会調査演習B		1	3・4
中国文化論		2	2	卒 業 研 究			
日本文化論		2	2	環境政策特別研究	6		4
環境人類学		2	2				

2 環境保全設計コース

授 業 科 目	単位数		標準 履修 年次	授 業 科 目	単位数		標準 履修 年次
	必修	選択			必修	選択	
共 通 科 目				コース専門科目			
環境科学概論A		2	1	複雑系の科学		2	2
環境科学概論B		2	1	有機化学Ⅱ		2	2
環境科学概論C		2	1	分析化学		2	2
環境情報処理		2	1	環境制御工学		2	3
フィールドワーク入門		2	1	衛生工学		2	3
言語コミュニケーションⅠ	1		3	都市設計学		2	3
言語コミュニケーションⅡ	1		3	地圏水圏環境学		2	3
コース基礎科目				地震・火山学		2	3
応用数学	2		2	環境統計学		2	3
熱力学	2		2	環境シミュレーション		2	3
有機化学Ⅰ	2		2	生物無機化学		2	3
環境計測学	2		2	環境化学		2	3
地球科学	2		2	環境材料学		2	3
生態学Ⅰ	2		2	環境毒性学		2	3
生理科学	2		2	環境遺伝学		2	3
環境保全設計基礎実験A	2		2	保全生物学		2	3
環境保全設計基礎実験B	2		2	植物機能学		2	3
環境保全設計演習A		1	3	環境生理学		2	3
環境保全設計演習B		1	3	適応生理学		2	3
環境保全設計実験A		2	3	分子生理学		2	3
環境保全設計実験B		2	3	環境内分泌学		2	3
環境保全設計実験C		2	3	環境科学特別講義A		1	1～4
環境保全設計実験D		2	3	環境科学特別講義B		1	1～4
コース専門科目				環境科学特別講義C		1	1～4
環境放射能論		2	2	環境科学特別講義D		1	1～4
動物自然史		2	2	インターンシップ		1	2・3
植物自然史		2	2	自由選択科目			
野外生物調査		2	2	社会調査演習A		1	3・4
都市環境学		2	2	社会調査演習B		1	3・4
環境水理学		2	2	卒 業 研 究			
生態学Ⅱ		2	2	環境保全設計特別研究	10		4
大気環境学		2	2				

（備考）環境保全設計コースのコース基礎科目の選択科目については、環境保全設計演習A及び環境保全設計演習Bの2科目を、環境保全設計実験A、環境保全設計実験B、環境保全設計実験C及び環境保全設計実験Dのうち2科目を選択し履修しなければならない。

長崎大学長期履修規程

平成18年9月22日
規程第47号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第39条及び長崎大学大学院学則(平成16年学則第2号。以下「大学院学則」という。)第16条の規定に基づき、長崎大学における長期履修(学則第4条に規定する修業年限(以下「修業年限」という。)又は大学院学則第5条に規定する標準修業年限(以下「標準修業年限」という。))を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限又は標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。ただし、原則として、修業年限又は標準修業年限における最終年次の者を除く。

- (1) 職業を有し、就業している者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者
- (3) その他相当の事由があると認められる者

(長期履修の期間)

第3条 長期履修の期間は、修業年限又は標準修業年限の2倍を超えない範囲内において、学期を単位として認める。

(在学期間)

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第6条又は大学院学則第6条の定めるところによる。

(休学期間)

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第22条又は大学院学則第34条の定めるところによる。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、各学部又は各研究科(以下「各学部等」という。)が定める期日までに、別紙申請書により各学部等の長に申し出るものとする。

2 各学部等の長は、前項の申出があったときは、教授会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

(履修形態の変更)

第7条 前条の規定により長期履修を認められた者は、認められた長期履修の期間の変更を申し出ることができない。ただし、認められた長期履修の期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。次項において同じ。)については、1度に限り申し出ることができる。

2 認められた長期履修の期間の短縮に係る手続については、前条の規定を準用する。

3 長期履修の取りやめを認められた者は、再度、長期履修の申出を行うことはできない。

(授業料)

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料の取扱いについては、長崎大学授業料、入学科、検定料及び寄宿料徴収規程(平成16年規程第92号)の定めるところによる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、各学部等において定める。

附 則

この規程は、平成18年9月22日から施行する。

(別 紙)

長期履修(長期履修期間短縮)申請書

平成 年 月 日

学 部 長
研究科長 殿

学部・研究科

学科・専攻

学生番号(受験番号)

ふりがな

氏 名 _____

下記のとおり、長期履修(長期履修期間の短縮)を希望するので申請します。

記

入学年月		卒業・修了希望年月		履修期間	
平成	年	月	平成	年	月
在学中の勤務先名 (職 種)		()			
在学中の勤務先所在地		〒 — TEL ()			
申請理由					
履修計画					
指導教員等の意見					
指導教員等氏名					

備考 長期履修期間の短縮を希望する場合は、当初の長期履修申請書の写しを添付すること。

V 申合せ等

環境科学部履修コース選択、決定方法等に関する申合せ

長崎大学環境科学部学部規程第5条第1項の規定に基づき、履修コース選択、決定方法等について次のとおり申し合わせる。

（履修コースの選択）

第1 学生は、第1年次終了時に希望する履修コース（以下「コース」という。）を選択し、所定の期日までに「履修コース選択願」（以下「選択願」という。）を学部長に提出しなければならない。

（履修コースの人数）

第2 各コースの人数は、入学定員の2分の1程度とする。

（コースの決定方法）

第3 コースは、本人が提出した選択願を基に決定する。ただし、選択希望者がいずれかのコースに著しく偏った場合は、入学定員の2分の1を基準として、その基準からの偏りを入学定員の1割程度にとどめるよう、調整を行うことがある。

2 調整にあたっては、1年次の専門教育科目と教養教育科目の成績及び履修内容を考慮して、教務委員会で審議する。（成績を用いた調整方法の詳細に関しては、教務委員会で別途定める。）

3 外国人留学生のコース選択については、本人の希望を優先する。

（コースの変更）

第4 コースの変更を希望する場合は、第2年次の7月末日までに「履修コース変更願」を学部長に提出しなければならない。

2 コースの変更は、教育上必要と認められる者について、授業の実施上支障がない場合に限り認めることがある。

3 コース変更希望者については、教務委員会で、その認否を審議する。

4 コースの変更を認められた者の2年次前期で修得したコース基礎科目及びコース専門科目は、融合科目として取り扱う。

5 コースの変更を認められた者が修得すべき2年次前期開講のコース基礎科目は、3年次前期に履修するものとする。

（コース選択の予備調査）

第5 学生のコース選択の動向を把握し、スムーズなコース選択を促すために、予備調査を実施する。

編入学に関する申合せ（平成 26 年度編入学者から）

環境科学部規程第 2 4 条の規定に基づき、編入学に関し必要な事項を申し合わせる。

1. 編入学を許可された者（以下、編入学者という）の修業年限等は、次のとおりとする。
 - (1) 編入学年次は、第 3 年次とし、編入学の時期は学年の始めとする。
 - (2) 修業年限は 2 年とする。
 - (3) 在学期間は 4 年を超えることができない。
 - (4) 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。
2. 入試委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 編入学試験の実施要項及び募集要項に関すること。
 - (2) 合否判定の基準に関すること。
 - (3) 学力検査等検査委員の選出に関すること。
 - (4) 出願資格に関すること。
 - (5) 選抜方法に関すること。
 - (6) その他編入学試験に関すること。
3. 編入学試験の合否判定は、入試委員会の議を経て、教授会が行う。
4. 教務委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 編入学者の入学する前に修得した単位の取り扱いに関すること。
 - (2) その他編入学者の修学に関すること。
5. 編入学者の入学する以前に修得した単位の取り扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の 4 3 単位のうち、学部モジュール科目及び 3 年次開講の英語の 1 単位を除く 3 0 単位を一括認定する。
 - (2) 教養教育科目及び専門教育科目の合計で、1 6 単位以上 4 0 単位以内を読み替えて認定する。
ただし、教養教育科目は学部モジュール科目、専門教育科目は共通科目、コース基礎科目、コース専門科目及び融合科目とする。
6. 環境科学部規程第 1 2 条による履修科目登録単位数の上限については設けない。
7. 読み替える科目の認定は、教務委員会の議を経て、教授会が行う。
8. 教務委員会は、編入学者の修学に関し、必要な履修指導を行う。
9. 編入学者は卒業研究を履修するにあたり、学部モジュール科目及び専門教育科目を、5 の(2)により認定された単位を含み、7 2 単位以上修得していなければならない。
10. 前条 9 の規定にかかわらず、教務委員会の議を経て、卒業研究を履修させることがある。
11. 編入学者の卒業要件は、1 の(2)に定める期間以上在学し、5 により認定された以外の授業科目を環境科学部規程により履修し、その単位を修得することとする。

授業科目の特別開講に関する申合せ

- 1 各学期末において卒業判定を行った結果、必修科目 1 科目（2 単位以内）が不合格となった者については、次学期に当該科目が正規の時間割として開講されない場合に限り、当該科目を特別に開講する。

ただし、当該科目の開講にあたっては、本人がその履修を希望する場合のみとする。

環境科学部における長期履修に関する申合せ

平成 18 年 11 月 15 日
学 部 教 授 会 決 定

この申合せは、環境科学部規程（以下「学部規程」という。）第 25 条の規定に基づき、長崎大学長期履修規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、環境科学部における長期履修に関し必要な事項を次のとおり申合せらる。

1. 対象者
平成 19 年度入学者から適用する。
2. 申請の時期
新入生は、入学手続期間とする。
在学生は、学期の終了する 2 ヶ月前までとする。（7 月末、1 月末）
3. 履修形態の変更申請の時期
学期の終了する 2 ヶ月前までとする。（7 月末、1 月末）
4. 申請に必要な書類
 - ① 長期履修（長期履修期間短縮）申請書
 - ② 在職を証明するもの（規程第 2 条（1）該当者）
 - ③ 長期履修が必要であることを証明する書類（規程第 2 条（2）及び（3）該当者）
5. 履修指導
長期履修生に対する履修指導は、本人及び指導教員等と相談のうえ教務委員会が行う。
6. 履修登録の上限
学部規程第 12 条に規定する単位数の上限については、次のとおりとする。
履修期間 5 年（0.8 倍）35 単位
履修期間 6 年（0.7 倍）31 単位
履修期間 7 年（0.6 倍）26 単位
履修期間 8 年（0.5 倍）22 単位
※ 単位数＝標準履修における単位数の上限 44 単位×授業料の年額比
※ 4 年半、5 年半、6 年半、7 年半については 4 年、5 年、6 年、7 年と同単位とする。
7. 履修登録の上限の特例
学部規程第 13 条に規定する履修登録の上限の特例については、長期履修生には適用しない。
8. 卒業研究着手時期
学部規程第 22 条の要件を満たした次の学期より着手できる。
9. 早期卒業
学部規程第 23 条第 2 項に規定する早期卒業については、長期履修生には適用しない。

大学間交流協定に基づく留学生の派遣及び受入れに関する申合せ

大学間交流協定に基づく交換留学生の派遣及び受入れに関して、協定に定めるもののほか次のとおり申し合わせる。

○ 留学生の派遣

(対象者及び資格)

第1 本学部が推薦しようとする留学生の対象者は、留学の申請時においてGPA3.0以上であり、それまでの期間に配当されている全ての必修科目を修得しているものとする。

なお、派遣先大学側から提示されている条件がある場合は、それを充たすものとする。

(申請)

第2 留学を申請しようとする学生は、次の申請書類を学部長へ提出しなければならない。

- 一 留学願
- 二 留学を希望する理由書及び学修計画書
- 三 保証人の同意書
- 四 その他選考委員会が必要とする書類

(選考委員会)

第3 学部教務委員会を選考委員会とする。

(選考)

第4 選考委員会は、学生から提出された申請書類、面接及びその他委員会が必要と判断する方法により留学生の選考を行う。

(留学期間)

第5 留学期間は1年以内とする。

ただし、卒業研究提出期日の前学期末(9月または3月)までに、留学期間を終了していなければならない。

なお、卒業研究提出期日の前学期末まで留学した場合は、一学期での卒業研究の履修及び単位認定を認めることができる。

(留学の終了)

第6 派遣留学生は、留学期間が終了したときは、留学終了報告書及び派遣大学で交付された学業成績証明書等を学部長へ提出しなければならない。

(単位の認定)

第7 派遣留学生が派遣先大学で修得した学業成績は、派遣留学生から提出された学業成績証明書等をもとに、学部教務委員会が審査の上、学部における授業科目の履修により修得したものととして認定する。

(認定単位の取扱い)

第8 第7により認定する専門教育科目の単位は、共通科目、コース基礎科目、コース専門科目及び融合科目の単位とする。

(学業成績累加記録簿への記載)

第9 第7により認定された授業科目は、共通科目及びコース基礎科目については本学部の授業科目名に読替え、コース専門科目及び融合科目については原文の授業科目名を取得大学と併せて学業成績累加記録簿に記載する。

○ 留学生の受入れ

(受入留学生の選考)

第1 受入留学生の選考は、協定に基づき派遣大学が行い、本学部はそれを尊重する。

(受入期間及び身分)

第2 受入期間は1年以内とし、受入留学生の身分は特別聴講学生とする。

(入学申請)

第3 受入れ学生は入学に際し、願書、履歴書等の所定の書類を提出しなければならない。

(履修手続き)

第4 受入留学生は、当該年度開講授業科目の中から受講科目を決定し、履修届を提出しなければならない。

(単位の認定)

第5 受入留学生が履修した授業科目は、環境科学部規程の定めるところにより、単位認定及び成績評価を行う。

(成績の通知)

第6 受入留学生が履修した授業科目については、学業成績表により本人及び派遣大学へ通知する。

(留学生対象科目)

第7 受入留学生は、留学生センターの課外補講(日本語コース)を履修することができる。

授業料免除等に係る学業成績基準

(平成 24 年度入学者から)

標準修得単位数及び学業成績基準

1 第 2 年次

第 1 年次末までに標準修得単位数(31 単位)を修得し、かつ、教養教育科目及び専門教育科目の GPA の順位が上位 2 分の 1 以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

2 第 3 年次

第 2 年次末までに標準修得単位数(62 単位)を修得し、かつ、教養教育科目及び専門教育科目の GPA の順位が各履修コースにおいて上位 2 分の 1 以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

3 第 4 年次

第 3 年次末までに標準修得単位数(102 単位)を修得し、かつ、長崎大学環境科学部学部規程第 22 条 2 項に規定する卒業研究の履修要件を満たしている者で、専門教育科目の GPA の順位が各履修コースにおいて上位 2 分の 1 以上の者。ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする。

4 GPA の算出方法

GPA の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{GPA} = \frac{(((100 \text{ 点満点で評価したときの得点} - 50) \div 10) \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{履修を登録した授業科目の総単位数}}$$

台風、積雪その他不測の事態に対する全学的休講措置の申合せ

平成16年8月23日教務委員会決定

平成19年10月22日教務委員会一部改正

平成23年8月22日教務委員会全部改正

この申合せは、台風、積雪その他の不測の事態による学生の事故の発生を防止するため、全学的に統一した授業及び定期試験（以下「授業等」という。）の休講又は延期（以下「休講等」という。）の措置に関し、必要な事項を定める。

1. 台風又は積雪（以下「台風等」という。）による休講等の措置

台風等による授業等の休講等の措置は、学長が次の(1)及び(2)を勘案して決定する。

(1) 気象警報

台風等により、長崎県南部に長崎海洋気象台が発表する暴風警報、大雪警報、暴風雪警報等が発令されている場合

(2) 公共交通機関

台風等により、次の2つ以上の公共交通機関が長崎市内全線不通の場合

長崎バス

長崎県営バス

長崎電気軌道

JR長崎本線（諫早～長崎間）

2. その他不測の事態による授業等の休講等の措置

1. に規定するもののほか、地震、洪水その他の不測の事態が発生した場合における授業等の休講等の措置は、学長が適宜状況を判断の上、決定するものとする。

3. 休講等の措置の周知

1. 及び2. により決定した休講等の措置は、次の表に掲げる時間帯に応じ、同表の右欄に掲げる時間までに学生支援部教育支援課が、NU-Webシステム（学務情報システム）の「お知らせ」及び大学ホームページの携帯サイトを使用して周知を行うとともに、学内においては掲示により周知を行うものとする。

休講等の時間帯	時間
午前の授業等	午前7時
午後の授業等（経済学部夜間主コースの授業等を除く。）	午前11時
経済学部夜間主コースの授業等	午後4時

4. 教育実習等の場合の取扱い

教育実習、臨床実習、介護等体験実習、インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うものとする。

附 則

この申合せは、平成23年8月22日から施行する。

（参考）

台風等による休講情報携帯サイト <http://n-info.nagasaki-u.ac.jp/m>



野外実験・実習における一般的心構え

本学部の研究には、自然相手の野外での観測や調査が多い。また、カリキュラムの中にも野外に出かける講義等が用意されている。野外では、室内とは異なり、予期せぬ危険な事態が発生する可能性が高い。そのような事態を招かないような十分な準備と心がけが必要である。学外における一般的注意事項を上げれば、以下のようなものである。

- 1) 学外では指導教員の責任の下で行動し、不測の事態に備えて複数で行動すること。
- 2) 野外における作業は、天候に影響されて遅れが出たり、日没が迫って焦りから危険を招くことがあるので、日程的、時間的に余裕のある計画とすること。
- 3) 現場の状況を事前に十分調査し、把握しておくこと。
- 4) 行動計画は事前に文書にまとめ、参加者全員が熟知しておくこと。また、遠くに出かける場合には、家族、友人その他必要と思われる者に、出かける趣旨や連絡先などを知らせておくこと。
- 5) 危険に対して予想される事態をあらゆる面から検討し、その対処法を打ち合わせておくこと。
- 6) 携行品、計器、器具類、データシートなど現場で必要な品々は出かける前に十分にチェックし、現場であわてることがないようにすること。
- 7) 目的地までの交通手段について十分に検討し、調査そのものに自動車を使用する場合は、交通法規を遵守すること。とくに、時間に追われた運転は危険であるので、時間的に余裕のある行動計画を作成すること。
- 8) 車を連ねて行動する場合は、交差点などで離ればなれになることがある。そのため、次の目的地を事前に打ち合わせて落ち合うようにし、無理に同一の行動を取ろうとしないこと。

注) 新入生のオリエンテーション時に「環境と安全に関する手引き」を配布します。

長崎大学における学生の懲戒に関する指針

平成20年9月26日
学 長 裁 定

1 目的

この指針は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。）以下「学則」という。）第50条及び長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。）以下「大学院学則」という。）第38条に基づいて行う学生の懲戒処分の適正及び公正を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

2 懲戒の対象

懲戒の対象となりうる事件・事故等は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 刑事事件
- (2) 交通事故
- (3) その他懲戒処分に相当する事件・事故等

3 懲戒の種類

懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪する。
- (2) 停学 確定期限を付す有期の停学と無期の停学からなり、停学期間中は登学を禁止する。
- (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。

4 懲戒の要否等の決定

学則第50条及び大学院学則第38条に規定する懲戒対象行為の存否を認定する必要があり、懲戒の種類及び内容を決定するに当たっては、原因行為の「悪質性」を判断した上で、結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

5 懲戒の対象となる事件事故

(1) 懲戒の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
- ③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
訓告
- ④ 前①、②、③のいずれにも該当しない場合
学部、研究科、熱帯医学研究所、留学生センター及び大学教育機能開発センター（以下「学部等」という。）の指導（学部等の長の厳重注意）

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の当該行為に対する態度、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害、物的損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

(4) 過去に懲戒処分等を受けたものに対する懲戒

過去に懲戒処分を受け、又は学部等で指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」の高いものとみなし、前回の処分を超える重い処分をすることができる。

6 懲戒の手続き

(事件・事故等の報告及び調査等)

(1) 学生は事件・事故等を起こした場合、学生支援部又は所属する学部等に遅滞なく届けなければならない。

(2) 学部等の長は、学生の懲戒に相当すると思われる事件・事故等が発生した場合、速やかに学生委員長に報告する。

(3) 学生支援部は、事実関係の調査及び関係する学部等による当該学生からの事情聴取結果を基に、諸機関との連絡調整を図りながら、その結果を逐次、学生委員長に報告する。未成年者については、必要と判断されれば、事実調査の際に保護者を同席させる等の配慮を行う。

(4) 学生委員長は、当該事件等の内容を学長に報告する。

(懲戒の審議)

(5) 学長は、学生委員長から報告のあった内容の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生委員会に対し当該事件等に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議を求めるものとする。

(6) 学生委員会は、当該事件等に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議する。懲戒対象行為に係る事実調査、懲戒処分の内容及び執行に伴う措置の判断に当たっては、事前に当該学生に告知し、口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、学生が心身の故障、身柄拘束、長期旅行その他の事由により口頭による意見陳述ができないときは、これに替えて文書による意見提出の機会を与えるものとする。学生委員長は、学生委員会の審議結果及び学生の意見陳述等の結果を学長に報告するものとする。

(7) 学長は、学生委員会から報告のあった審議の結果を、当該学生が所属する学部等の長に通知する。

(8) 学部等の長は、学部教授会等において、学長からの通知に基づき、事実認定と懲戒の種類及び内容について検討を行い、懲戒処分案を作成し、学長に上申する。

(9) 学長は、学部等の長からの上申に基づき、教育研究評議会の議を経て、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分告知及び発効日)

- (10) 懲戒処分の告知は文書により、学部等の長が当該学生及び保証人に対して行う。

ただし、文書による通知が不可能な場合は、他の適切な方法により通知する。

- (11) 懲戒の発効の日は、当該学生に交付等が行われた日とする。

(異議申し立てに係わる再審議等)

- (12) 当該学生は、事実誤認、新事実の発見等の正当な理由があるときは、懲戒の異議申し立てをすることができる。この場合、学長は学生委員会に再審議を求める。学生委員会は、再審議を行い、その結果を学長に報告する。学長は再審議の結果を教育研究評議会に付議し、その審議結果に基づき、改めて審議結果を当該学生に通知する。

なお、再審議の期間は懲戒の効力を妨げないものとする。

7 懲戒処分の執行等

(1) 停学処分の種類

停学は、有期又は無期とし、次の通りとする。

- ① 有期停学は、6か月未満の期限を付すものとする。ただし、停学期間が満了することにより処分を解除することが適当でないと判断される場合は、学長は教育研究評議会の議を経て、期間の延長を決定することができる。
- ② 無期停学は、期限を付さないものとする。

(2) 停学処分の解除

①有期停学の処分解除

有期停学の処分は、停学期間の満了をもって解除する。なお、当該学生が改悛したこと等により、学部教授会等において、教育的配慮から早急に停学処分の解除が妥当であると判断したときは、学部等の長からの学生の停学処分解除申請書の提出に基づき、学長は、教育研究評議会の議を経ることなく停学処分の解除を決定することができる。これらの場合における教育研究評議会への報告は、事後に行うこととする。

②無期停学の処分解除

無期停学の処分は、当該処分を受けた学生の反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して次のとおり処分を解除することができる。

ア 学部等の長は、学部教授会等の議を経て、学長に停学処分の解除の申請を「学生の停学処分解除申請書」により行うものとする。

イ 学長は、学部等の長からの申請に基づき教育研究評議会の議を経て、停学処分の解除を決定するとともに、「停学処分解除通知書」を作成し、学部等の長から当該学生及び保証人に対して交付させるものとする。

ウ 無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ、解除することはできない。

(3) 謹慎

学部等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に謹慎を言い渡すことができるものとする。この場合において、謹慎の期間

は、1 か月を超えないものとする。なお、この間は、原則として学生としての活動を制限する。また、謹慎の期間は停学期間に算入することができる。

(4) 懲戒処分と自主退学

学部等の長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申請があった場合には、この申し出を受理しないものとし、懲戒処分の決定後に自主退学の申し出があった場合は、教授会等の議を経て、退学を許可することができる。

(5) 停学中の学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生が所属する学部等の教員が担当するものとする。なお、当該学生の精神的なケアについては、所属学部等が学生支援部、保健・医療推進センター等と協力して行う。

8 懲戒処分に関する情報の非公開

(1) 非公開の原則

懲戒処分を実施した場合、学生の氏名、学籍番号、懲戒の内容、懲戒の事由等は、当該学生及び保証人以外には明らかにしないものとする。ただし、学長が必要と認めたときは、この限りでない。

(2) 証明書类等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載しないことを原則とする。

附 則

この指針は、平成20年9月26日から実施する。

附 則

この指針は、平成21年7月24日から実施する。

附 則

この指針は、平成24年1月26日から実施する。

長崎大学における学生の懲戒に関する指針についての補足説明

- ① 懲戒処分の判断は、過去の具体例も参照して、原因行為の「悪質性」、結果の「重大性」を勘案して判断するものとする。
- ② 1 か月以上の有期停学は原因行為が特に悪質な場合で、その結果に重大性が認められる場合に限るものとする。
- ③ 当該学生が処分の有無が決定されるまで、不安定な状態で長期間過ごすことが無いように迅速な処分の有無の決定がなされなければならない。
- ④ 学生の交通事故に関するもののうち、「学生の交通事故に関する懲戒ガイドライン（平成 15 年 11 月 28 日学長裁定）」に定めがあるものについては、当該懲戒ガイドラインを適用する。この場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。また、大学内の調査で事実関係を十分に把握できない事件・事故に関しては拙速な処分を控える。
- ⑤ 試験等における不正行為に関する取扱い
試験等に係る不正行為については、教養教育の考査に係る学生の不正行為の取扱いに関する細則又は学部等が定めた試験等における不正行為に関する規程等によるものとする。
- ⑥ 学部等の留学生に係る懲戒の手続きについては、学生支援部、研究国際部、関係学部等との協力のもと進めるものとする。
- ⑦ 懲戒は懲戒対象の行為、結果、影響を総合的に考慮し、教育的配慮を加えた上で、学生に課される不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度に留めるものとする。

学生の懲戒処分について通常の懲戒処分手続の流れ図（指針6関係）

(1) 学生は事件・事故等を起こした場合、学生支援部又は所属する学部等に届出。

(2) 学部等の長は学生の懲戒相当行為の発生の場合、学生委員長に報告。

(3) 学生支援部は事実関係の調査及び関係する学部等による当該学生からの事情聴取結果を基に、諸機関との連絡調整を図りながら学生委員長に報告。
未成年者については、必要と判断されれば、事実調査の際に保護者同席の配慮。

(4) 学生委員長から学長に内容報告。

(5) 学長は懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生委員会に懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議を求める。

(6) 学生委員会は懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議する。事前に当該学生に告知し、口頭等による意見陳述又は文書による意見提出の機会を与える。学生委員長は学生委員会の審議結果及び学生の意見陳述等の結果を学長に報告。

(7) 学長は学生委員会の審議結果を当該学生が所属する学部等の長に通知。

(8) 学部等の長は学部教授会等で事実認定と懲戒の種類及び内容について検討を行い、懲戒処分案を作成し、学長に上申。

(9) 学長は学部等の長からの上申に基づき、教育研究評議会の議を経て、懲戒処分を決定。

(10) 学部等の長は当該学生及び保証人に対して、文書により懲戒処分の告知。

学生の交通事故に関する懲戒ガイドライン

平成 15 年 11 月 28 日

学長裁定

改正 平成 17 年 1 月 13 日

平成 24 年 1 月 26 日

1. 目的

本懲戒ガイドラインは、長崎大学学則（以下「学則」）第50条に基づいて行う学生の交通事件に関する懲戒処分の適正と公正を図るために必要な事項を定める。

2. 懲戒処分の種類と内容

(1) 懲戒の種類

学則第50条第2項に従い、学生の懲戒は退学、停学及び訓告とする。

(2) 退学

退学は、学生としての身分の剥奪である。

(3) 停学

停学は確定期限を付す有期の停学と、確定期限を付さない無期の停学（以下「無期停学」）からなる。

① 停学の種類

1. 6か月以上の停学を無期停学とし、確定期限を付さず、指導の状況および生活態度等を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

2. 6か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

② 当該学生が所属する学部および大学院研究科（以下「学部等」）の長（以下「学部長等」）は、無期停学を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断し、その処分の解除が適当であると考えられるときは、教授会の議を経て、学長に対しその処分の解除を上申することができる。

③ 無期停学の解除は、学部長等からの上申により、学長が長崎大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」）の議を経て、これを行う。

④ 無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ、解除することはできない。

⑤ 無期停学解除の告知は、学部長等により当該学生及び保証人に対して行われる。

(4) 訓告

訓告は、処分としての大学の教育的意思表示である。

3. 懲戒の対象となる交通事件

(1) 懲戒の基準

① 事故の態様が悪質である交通死亡事故（交通事故による受傷を原因として被害者が事故後30日以内に死亡した事故）に対する懲戒処分は、退学、または無期停学とする。

- ② 事故の態様が悪質である交通傷害事故に対する懲戒処分は、有期停学または訓告とする。
ただし、情状によりその処分を減することができる。

また、1か月以上の有期停学は、態様が特に悪質で結果が重大な場合に限るものとする。

- ③ 再犯の場合はより重い処分とすることができる。

(2) 懲戒の対象とならないもの

単純な道路交通法違反や、交通事故の態様が悪質でないものについては、懲戒処分の対象とはしない。ただし、重大な結果を惹起した交通事故に対しては、必要に応じて学部等の指導（学部長等による厳重注意等）を行う。また懲戒の基準に該当しないものの事故の態様が悪質である交通事故に対しても同じく必要に応じて学部等の指導を行う。

(3) 悪質性の判断基準

交通事故に対する懲戒処分は、学則50条に定める「学生の本人に反する行為」として科せられるものであることに鑑み、態様が悪質な交通事故とは道路交通法に違反する次のような行為があった場合を指すものとする。

- ① 酒酔い運転
- ② 麻薬等運転
- ③ 共同危険行為等禁止違反
- ④ 無免許運転
- ⑤ 大型自動車等無資格運転
- ⑥ 仮免許運転違反
- ⑦ 酒気帯び（0.15以上）運転
- ⑧ 過労運転等
- ⑨ 大幅な速度超過運転
- ⑩ 救護措置義務違反

(4) 上記①～⑩の用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- ① 「酒酔い運転」とは、道路交通法第65条第1項の規定に違反する行為のうち、酒によった状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう）で運転する行為をいう。
- ② 「麻薬等運転」とは、道路交通法第66条の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令第32条の2に規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。
- ③ 「共同危険行為等禁止違反」とは、道路交通法第68条の規定に違反する行為をいう。
- ④ 「無免許運転」とは、道路交通法第64条の規定に違反する行為をいう。
- ⑤ 「大型自動車等無資格運転」とは、道路交通法第85条に該当する行為をいう。
- ⑥ 「仮免許運転違反」とは、道路交通法第87条第2項後段の規定に違反する行為をいう。
- ⑦ 「酒気帯び（0.15以上）運転」とは、身体に血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム以上または呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを保有する状態で運転する場合をいう。
- ⑧ 「過労運転等」とは、道路交通法第66条の規定に違反して過労、病気その他の理由によ

り正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為をいう。

- ⑨ 「大幅な速度超過運転」とは、道路交通法第22条の規定に違反する行為のうち超過速度が高速道路において50キロ以上、それ以外の道路において30キロ以上である場合をいう。

- ⑩ 「救護措置義務違反」とは、道路交通法第72条第1項の規定に違反する行為をいう。

- (5) 上記の悪質性の判断基準については、法令の改正及び社会的状況の変化に応じ、法律の専門家と相談の上、適宜改正するものとする。

4. 交通事件における懲戒の手続きと執行

(1) 交通事件の報告

- ① 学生による交通事件は、学生支援部で一元的に対応する。
- ② 学生による交通事件が発生した場合、各学部等及び大学関係者は察知した情報を速やかに学生支援部へ通報する。
- ③ 学生支援部は速やかに学生委員長に通報するとともに、事実関係の把握に努め、当該事件に係わる学生が所属する学部等への連絡、関係諸機関との連絡調整を行い、その結果を逐次学生委員長に報告し、同時に学部等へ通知する。
- ④ 学生委員長は、学生による交通事件に関して学長に報告を行う。
- ⑤ 当該事件に係わる学生が所属する部局は、通知された交通事件について、当該学生と連絡をとるとともに指導に努め、必要に応じて学長への報告、学生委員長及び学生委員会への説明、学生支援部との連絡を行うものとする。

(2) 事実関係の調査と当該事件に係わる学生への教育的指導

- ① 学外での事実関係の調査は、学生支援部が担当する。また必要があれば当該事件に係わる学生の所属する学部等の教員および職員はそれを補佐することができる。
- ② 学内での学部等による事実関係の調査は、原則として当該事件に係わる学生からの事情聴取を行うものとする。ただし、当該学生が事情聴取に応じない場合は、学部等はその旨を学長に報告するとともに、学生委員長及び学生委員会に説明するものとする。また、学生が身心の故障、身柄の拘束、長期旅行その他の事由により、当該学生に事情聴取できない場合は、事情聴取が可能になるまでの間、学部等は調査及びその報告等を留保するものとする。

(3) 学生委員会による審査

- ① 学長は学生委員長から報告のあった交通事件の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生委員会に対し当該事件に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審議を求めるものとする。
- ② 学生委員長は、速やかに学生委員会内に調査小委員会を設置する。なお、大学においていたずらに処分の是非の決定を長引かせることのないように、調査小委員会は定例の学生委員会開催以前に設置することができ、学生委員長はその構成員を指名することができる。
- ③ 調査小委員会の構成員は、加害者または被害者と関係が無いが、その恐れが無いように選任され、また被害者及びその関係者と接触の無いように管理されなければならない。
- ④ 調査小委員会は、学生支援部及び学部等による事実関係の調査及び調査報告について、必

要に応じて説明及び追調査を求めることができる。

- ⑤ 学生委員会は調査小委員会の報告に基づき、当該事故に係わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について審査し、その結果を学長に報告するものとする。

(4) 審査結果の通知

学長は、学生委員会から報告のあった審議の結果を、当該学生が所属する学部長等に通知する。

(5) 懲戒の審議

学部長等は、学長からの通知に基づき、事実認定と懲戒の種類及び内容について教授会に付議の上、速やかに学長に懲戒を上申するものとする。

(6) 懲戒の決定

- ① 学長は、学部からの上申事項を評議会の議に付し、懲戒処分を決定する。
- ② 学長は、教育研究評議会への付議に際し、懲戒の対象とされる学生に対して、口頭または文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

(7) 懲戒処分の告知と執行

懲戒処分の告知は、学部長等が、当該学生及び保証人に文書をもって行い、その内容を学内に公示する。なお、懲戒を実施した場合、学生の氏名、学生番号等、本人を特定できる情報は明らかにしないものとする。ただし学長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(8) 懲戒処分に関する文書

懲戒処分に関する文書は、別途様式に定める。

(9) 懲戒に関する記録の保存と開示

- ① 懲戒原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書は学生支援部で保存する。文書管理の責任者は学生支援部長とする。
- ② 学長は、被処分者から請求があった場合には、当該文書を開示しなければならない。

5. 学生に対する教育と指導

(1) 本ガイドラインの事前周知

- ① 懲戒対象行為と懲戒処分の種類と内容に関しては、掲示ならびに各学部等の学生便覧等により学生に周知されなければならない。
- ② 学生は人身事故を起こした場合は、遅滞無く学生支援部ないしは所属する学部等に届けなければならない。またこの届出義務は掲示ならびに各学部等の学生便覧等により学生に周知されなければならない。

(2) 教育と指導

- ① 事件後並びに処分後において、当該学生に反省を促し、また学習意欲を維持させるための指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。
- ② 当該学生の精神的ケアについては所属学部等とともに学生支援部、保健・医療推進センター等、大学も十分な協力を行わなければならない。

(3) 履修への配慮

停学期間中の期末試験又は履修手続期間については、停学の懲戒処分申し渡しの期日によって、学生の受ける不利益の不公平が無いようにしなければならない。

長崎大学における学生の課外活動手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学（以下「本学」という。）の学生が行う課外活動の健全な発展を推進するために必要な手続等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「課外活動」とは、正課外教育のうち、本学の理念に即して学生が自主的に行う諸活動で、学生生活の充実向上を目的とする活動をいう。

2 この規程において「学生団体」とは、全学的に組織される学生の団体又は学部ごとに組織される学生の団体で、本学の承認を得た団体をいう。

(学生団体設立の申請)

第3条 学生団体を設立しようとするときは、顧問教員を定め、団体設立願に趣旨目的、民主的な運営方法等を明らかにした規約、団員名簿等を添えて申請し、長崎大学学生委員会の議を経て、担当理事の承認を受けなければならない。

2 団体規約、顧問教員、代表責任者等に変更が生じたときは、その都度届け出なければならない。

3 第1項による承認は、翌年度の6月末まで有効とし、引き続き団体設立を希望する場合は、当該団体の代表責任者は、毎年5月20日までに更新願を提出しなければならない。

(学生団体の活動)

第4条 学生団体が学内及び学外において大会等（競技会、演奏会、発表会、研修会、学外遠征活動、合宿、集会等の行事を含み、通常の活動を除く。以下同じ。）を主催し、又は大会等に参加しようとするときは、大会等の3日前までに所定の届出書を担当理事に提出しなければならない。この場合において、学内の施設を使用するときは、第11条に規定する手続を経なければならない。

2 前項の大会等の結果について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

3 学生団体は、課外活動を行うに当たり常に顧問教員と密接な連絡を保たなければならない。

4 顧問教員は、課外活動の効果を高めるため、適切な助言を与えるなどの支援を行うものとする。

5 学生団体が学外から指導者及びコーチ（臨時的なものを除く。）、講演者等を招へいしようとするときは、事前に所定の届出書を担当理事に提出しなければならない。

(本学の活動支援)

第5条 本学は、学生団体に対して可能な範囲において、次の支援を行う。

- (1) 団体名に本学の名称を使用させること。
- (2) 課外活動部室を貸与すること。
- (3) 学内施設を優先的に利用させること。
- (4) 競技会、演奏会、学術発表会等を後援又は協賛すること。
- (5) その他本学が必要と認める支援

(学生団体の解散)

第6条 学生団体が解散したときは、団体解散届を担当理事に提出しなければならない。ただし、第3条第3項の更新願を提出しない学生団体は、解散したものみなす。

(一般学生等の行事)

第7条 学生団体としての承認を受けていない団体及び学生（以下「一般学生等」という。）が学内及び学外において集会等の行事（学外にあっては、本学の名称を用いる場合に限る。）を行おうとするときは、行事の3日前までに所定の願書を担当理事に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、学内の施設を使用するときは、第11条に規定する手続を経なければならない。

2 前項の行事の結果について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(掲示)

第8条 一般学生等又は学生団体が学内及び学外において掲示（学外にあっては、本学の名称を用いる場合に限る。）を行おうとするときは、学生支援課長（部局所管の掲示場を使用しようとするときは、所管部局）に責任者氏名を記載した掲示物を提出し、承認を受けなければならない。

2 学内における掲示は、指定された掲示場以外で行ってはならない。ただし、特に承認された場合は、この限りでない。

(署名運動等)

第9条 一般学生等又は学生団体が学内及び学外において署名運動、寄附金募集等（学外にあっては、本学の名称を用いる場合に限る。）を行おうとするときは、署名運動、寄附金募集等の3日前までに所定の願書を担当理事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の寄附金募集等の結果を求められた場合は、担当理事に報告しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 第7条から前条までに規定する一般学生等又は学生団体の行為が本学の機能を害し、又は学内及び学外の秩序を乱し、学生の本分に反すると認められるときは、担当理事、学生支援課長又は所管部局は、承認を取り消すことがある。

(施設の使用)

第11条 一般学生等又は学生団体が本学の施設を使用しようとするとき（他大学の学生団体等との試合、合同練習、発表会等で使用する場合を含む。）は、代表責任者は、使用の3日前までに所定の願書を学生支援課長（部局所管の施設を使用しようとするときは、所管部局）に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて本学の施設を使用する一般学生等又は学生団体は、職員の指示に従うものとし、使用する一般学生等又は学生団体側に起因する事故が生じた場合は、その責任を負わなければならない。

3 施設使用の許可後においても、本学の行事等のため支障があるときは、許可を取り消すことがある。

(願出、届出等の様式)

第12条 課外活動等に関し必要な願出、届出等の様式は、様式第1号から様式第11号までに定めるもののほか、別に定める。

(事務)

第13条 この規程に定める手続に関する事務（部局に関する事項を除く。）は、学生支援センターにおいて処理する。

附 則

この規程は、平成16年11月26日から施行する。

環境科学部の授業科目の考査における学生の不正行為に関する申合せ

平成11年3月4日 教授会決定

平成11年9月22日 一部改正

平成20年1月16日 一部改正

環境科学部の授業科目の考査において不正行為を行った学生に対する処置に関して、環境科学部規程第20条（不正行為等）に基づき、次のとおり申し合わせる。

- 1 不正行為を行ったと見なされる学生に対する事情聴取は、授業担当教員及び試験監督者の立ち会いのもとに学生委員会委員が行う。
- 2 事情聴取を受けた学生に対する処置は、学生委員会が審議し、教授会が決定する。
- 3 不正行為を行った学生に対しては、学部長が教授会の決定に基づき、訓告を行う。
- 4 この申し合わせは、平成20年1月16日から施行する。

【参考】

環境科学部規程第20条

考査において不正行為を行った者に対しては、学則第50条に定める懲戒のほか当該授業科目又はその学期の全授業科目の単位を与えない等の措置をとることがある。

長崎大学学則第50条

学生が本学の規則に背き大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があったときは、長崎大学教育研究評議会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 （略）

就職の学部推薦に関する申合せ

平成 21 年 7 月 15 日

教 授 会 決 定

- 1 推薦候補者は学年の成績順位が上位 2 分の 1 以内の学生とする。
- 2 複数の推薦希望者がいる場合には、成績最上位者を候補者とする。
- 3 初回の推薦により内定の取れなかった学生の、その年度の 2 回目以降の推薦は推薦希望者が他にいない場合に限り受け付ける。
- 4 複数回の推薦を希望する学生が、複数いる場合は、推薦回数の最も少ない学生を候補者とする。同一回数の場合は、成績上位者を候補者とする。

卒業研究の履修に関する申合せ

- 1 卒業研究の履修を許可された者は、次の各号に定める期日までに所定の様式により、指導教員の承認を得て卒業研究の題目を学部長に届け出なければならない。
 - 一 前期から卒業研究の履修を許可された者
当該年度の5月第2週の金曜日
 - 二 後期から卒業研究の履修を許可された者
当該年度の11月第2週の金曜日
- 2 提出する卒業研究の成果の題目は、予め届け出た卒業研究の題目でなければならない。届け出た卒業研究の題目を変更しようとする者は、所定の様式により、提出締切日の3週間前までに、指導教員の承認を得て、卒業研究の題目変更届を学部長あてに提出しなければならない。
- 3 卒業研究の成果の提出方法等
 - 一 卒業研究の成果（以下「成果」という。）は、A4判用紙を使用し、上下、左右の余白を2～3cm程度とする。
 - 二 成果は、製本のうえ、提出期限までに学務係へ提出する。
 - 三 その他の事項については、指導教員の指示に従うものとする。
- 4 提出する成果は、正本一冊とする。
- 5 成果は、次の各号に定める期間に学務係へ提出しなければならない。
（提出締切日が休日の場合には前日。前日も休日の場合は前々日とする。）
 - 一 3月卒業予定者
1月23日～2月5日 午後5時
 - 二 9月卒業予定者
8月1日～8月12日 午後5時
- 6 締切日時を過ぎた成果の受理は、教務委員会で審議し、教授会で決定する。
- 7 卒業研究の単位認定は卒業研究指導教員が行うが、学系会議において、卒業研究指導教員の認定を確認する。
- 8 卒業研究成果発表会の詳細は、コース毎に定める。

環境科学部配置略図

环境科学部配置略図

